

白鳳短期大学  
自己点検・評価報告書

平成27年6月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	3
2. 自己点検評価の組織と活動 .....	23
3. 提出資料・備付資料一覧 .....	26
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>27</b>
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神 .....	28
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果 .....	29
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価 .....	36
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画 .....	36
◇ 基準Ⅰについての特記事項 .....	37
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>38</b>
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程 .....	40
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 .....	47
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画 .....	58
◇ 基準Ⅱについての特記事項 .....	59
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財源資源】 .....</b>	<b>60</b>
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源 .....	61
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 .....	66
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 .....	68
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 .....	69
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画 .....	70
◇ 基準Ⅲについての特記事項 .....	71
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>72</b>
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ .....	72
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ .....	74
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス .....	75
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画 .....	76
◇ 基準Ⅳについての特記事項 .....	77

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、白鳳短期大学（平成26年度までは白鳳女子短期大学）の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成27年6月30日

理事長

田野瀬 太樹

学長

平林 春行

A L O

國嶋 智行

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

沿革の概要は次のとおりである。昭和 60 年 12 月、学校法人西大和学園の設立認可。昭和 61 年 4 月、西大和学園高等学校を開校。昭和 63 年 3 月、西大和学園中学校の設置認可。昭和 63 年 4 月、西大和学園中学校を開校。平成 9 年 12 月、白鳳女子短期大学国際人間学科の設置認可。平成 10 年 4 月、奈良県北葛城郡王寺町葛下 1 丁目 7 番 17 号を所在地として、白鳳女子短期大学国際人間学科の名称で開学した。その後、平成 14 年 4 月に国際人間学科に国際人間学専攻と国際幼児保育専攻を設置した。平成 16 年 4 月、学科名を総合人間学科、専攻名を幼児保育専攻に名称変更した。続いて、平成 17 年 4 月に看護学専攻を設置。平成 19 年 4 月に理学療法学専攻及び認定専攻科の助産学専攻及び地域看護学専攻を設置した。また認定看護師教育センターを設置した。ただし、認定看護師教育センターは平成 23 年 3 月をもって廃止した。続いて、平成 21 年 4 月に理学療法学専攻をリハビリテーション学専攻に名称を変更した。さらに、平成 22 年 4 月には幼児保育専攻をこども保育専攻に名称変更した。また、こども保育専攻に小学校教員教職課程を、専攻科に疾患別理学療法学専攻を、国際人間学専攻に留学生別科を設置した。平成 23 年 4 月、認定専攻科リハビリテーション学専攻に言語聴覚学課程及び理学療法学課程を設置した。平成 24 年 4 月、こども保育専攻をこども教育専攻に名称変更するとともに、中学校音楽科教員教職課程を設置した。ただし、中学校音楽科教員教職課程については、平成 27 年 3 月をもって廃止した。続いて、平成 26 年 4 月、学校法人西大和学園に大和大学が開学、教育学部・保健医療学部の 2 学部が開設した。平成 27 年 4 月、白鳳女子短期大学を白鳳短期大学に大学名を変更するとともに、リハビリテーション学専攻の学科及び専攻科を男女共学とした。

### 学校法人西大和学園及び白鳳短期大学の沿革

昭和 60 年 12 月	学校法人西大和学園設立認可 理事長に田野瀬良太郎就任
61 年 4 月	西大和学園高等学校開校
63 年 4 月	西大和学園中学校開校
平成 5 年 4 月	カリフォルニア州認可西大和学園カリフォルニア校を米国・ロサンゼルスに開校
6 年 4 月	短期大学設置に関する調査のため西大和学園高等学校内に企画調査室を設置
8 年 3 月	西大和学園カリフォルニア校が文部省より在外教育施設の認定を受ける
8 年 4 月	企画調査室を白鳳女子短期大学設置準備室と改称
9 年 12 月	白鳳女子短期大学国際人間学科設置認可
10 年 4 月	白鳳女子短期大学国際人間学科開学 米国ロサンゼルスに白鳳カリフォルニアセンター開設

10年4月	白鳳女子短期大学開学式並びに第1回入学式を挙行
11年3月	白鳳女子短期大学キャンパス内に国際交流会館竣工
12年3月	第1回卒業式を挙行
14年4月	国際人間学科に国際人間学専攻と国際幼児保育専攻設置
16年4月	学科名を総合人間学科、専攻名を幼児保育専攻に名称変更
17年4月	看護学専攻設置
19年4月	理学療法学専攻及び認定専攻科（助産学専攻・地域看護学専攻）設置 認定看護師教育センター設置（～平成23年3月）
20年4月	田野瀬太樹第2代理事長就任
21年4月	理学療法学専攻をリハビリテーション学専攻に名称変更
22年3月	大学評価・第三者評価適格認定
22年4月	幼児保育専攻をこども保育専攻に名称変更　こども保育専攻に小学校 教員教職課程を設置 専攻科（疾患別理学療法学専攻）設置（～平成23年3月）　外国人留 学生別科設置
23年4月	認定専攻科リハビリテーション学専攻（言語聴覚学課程・理学療法学課 程）設置
24年4月	こども保育専攻をこども教育専攻に名称変更 こども教育専攻に中学校音楽科教員教職課程を設置（～平成27年3月） 専攻科（助産学専攻・地域看護学専攻）の5年後審査合格
26年4月	大和大学開学（教育学部・保健医療学部）
27年4月	白鳳女子短期大学を白鳳短期大学に大学名変更 リハビリテーション学専攻（学科及び専攻科）を男女共学

## (2)学校法人の概要

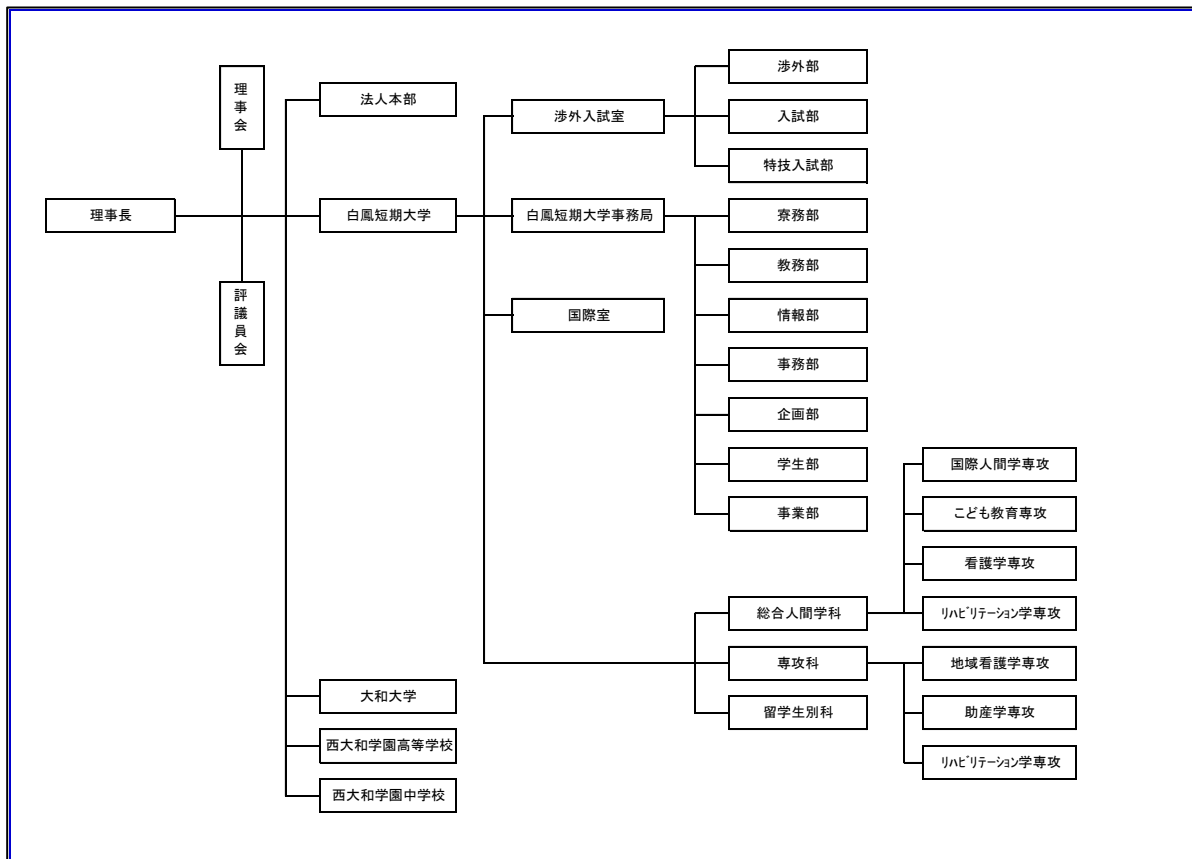
平成27年5月1日現在（単位：人）

教育機関名	所在地	入学 定員	収容 定員	在籍 者数
白鳳短期大学	奈良県北葛城郡王寺町葛下1-7-17	290	730	704
大和大学	大阪府吹田市片山町2-5-1	390	1570	774
西大和学園 高等学校	奈良県北葛城郡河合町薬井295	360	1080	940
西大和学園 中学校	奈良県北葛城郡河合町薬井295	220	660	692

(3)学校法人・短期大学の組織図

■組織図

平成27年5月1日現在



(4)立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

位置

本学の所在地周辺は、奈良県の中央から北西側に広がる奈良盆地西部の緑豊かな山間に位置しながら、大阪の中心部に近いことで交通網が発達、住宅開発が進み、大阪のベッドタウンとなっている。本学は、JR王寺駅・近鉄王寺駅から奈良交通バスで約5分（薬井口バス停下車すぐ）、徒歩なら南東に約15分に位置する。または近鉄大輪田駅から西に徒歩約10分、近鉄五位堂駅から奈良交通バスで約20分の位置である。王寺町は、奈良県の西の玄関口と言われるほど交通の便が良い所で、JR大和路線、JR和歌山線、近鉄生駒線、近鉄田原本線が集結している。車では近くに西名阪自動車道が東西に延び、香芝インターチェンジまたは法隆寺インターチェンジから10分～15分の位置である。

周囲の状況

この地域は、金剛・葛城山系と信貴・生駒山系との接点にあたり、大和文化の源流と

して古くから注目されている。聖徳太子が斑鳩宮を造営した地として、世界文化遺産である法隆寺を筆頭に、張子の虎で有名な信貴山の朝護孫子寺など、多くの寺社が点在している。

また黄金の装飾品が出土した斑鳩の藤ノ木古墳や県下でも有数の馬見古墳群がある。小倉百人一首にも詠まれている紅葉の名所の三室山や竜田川など、歴史的な景観と豊かな自然に恵まれた地域として親しまれている。地名にも残されているように、ヤマト政権時代には、有力な豪族である葛城・平群氏が本拠地としたところでもある。弥生時代以来、多くの水田が開墾され、豊かな農耕生活が営まれてきた。近世以降は大和川の水運の発達とともに栄えた。戦後の高度経済成長期に入ると、本学が隣接する西大和ニュータウンをはじめとする住宅開発が周辺地域で進み、他府県、特に大阪府よりの転入者が増加、公立小・中・高等学校が相次いで新設されるも補完しきれず、特に高等学校においては、奈良県外の私立高等学校への進学が多くなってきた。学校法人西大和学園の設立はこのような状況を鑑み、「奈良県の学生は奈良県で教育する」をモットーに昭和 61 年に高等学校、昭和 63 年に中学校を開設、さらに高等教育機関として、平成 10 年に本学を開学するに至った。本学学生の最寄駅の 1 つである王寺駅は大阪や周辺市町村への通勤・通学の拠点駅として、県内でもトップクラスの乗降客数を誇っている。

奈良県統計資料（平成 27 年 5 月 1 日現在）によると、奈良県の推計人口は 1,372,046 人、世帯数は 582,811 世帯である。うち、王寺町の推計人口は 22,807 人で、世帯数は 9,798 世帯である。

### ■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

本学は奈良県北葛城郡王寺町に所在し、JR 王寺駅・近鉄王寺駅から奈良交通バスで約 5 分、徒歩なら約 15 分に位置する。例年、入学生の約 4 割が奈良県内より進学しており、地域に根ざした教育を行っていることが窺える。また大阪市内より 30 分程度で JR 王寺駅に着くことができる交通の便の良さから、大阪府下からも約 4 割が進学してきている。

表 2 入学生の出身地別人数及び割合

地域	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
奈良	125	39.4	149	43.7	133	41.2	153	47.4	112	46.5
大阪	112	35.3	105	30.8	104	32.2	112	34.7	85	35.3
京都	4	1.3	6	1.8	5	1.5	7	2.2	3	1.2
兵庫	2	0.6	4	1.2	13	4.0	4	1.2	5	2.1
和歌山	5	1.6	7	2.1	3	0.9	6	1.9	5	2.1
三重	7	2.2	11	3.2	8	2.5	7	2.2	5	2.1
滋賀	2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	14	4.4	14	4.1	11	3.4	4	1.2	6	2.5
外国	46	14.5	45	13.2	46	14.2	30	9.3	20	8.3

本学の入学者の約8割はこの2府県で占められているが、本学の専攻や専攻科の特色を伝える学生募集活動も積極的に行っており、その結果、和歌山県、三重県、兵庫県、京都府からは例年入学者を確保しており、中部、中国、四国地方からも入学している。また、国際人間学専攻の留学生本科生・別科生についても、東アジア・東南アジア・南アジア各国から入学してきている。

### ■地域社会のニーズ

国際人間学専攻では、開学以来、外国人留学生の受け入れに積極的に取り組み、毎年、継続して数十名の外国人留学生を受け入れてきた。それら外国人留学生が在籍しているのが国際人間学専攻であり、開学時に設置された「国際人間学科」の流れを直接受け継いでいる専攻でもある。教育目的は、日本で学んだ外国人留学生が、帰国後、母国の発展、そして日本との友好親善に尽くしてくれるようにとの国際貢献を主要テーマに据えており、カリキュラムは日本語・日本文化の習得を柱に構成されている。

国際人間学専攻の教育目標、期待する教育効果として、外国人留学生がコミュニケーションツールとしての日本語力を身につけることによって、国内生や地域社会との交流を通じて、日本人、そして日本文化の理解を深めること、また、同じキャンパス内で学ぶ国内生が、外国人留学生との交流を通じて国際感覚を磨くことを掲げている。

こども教育専攻は、「時代の要請に応える教育の実践を」、との本学の建学の精神の一環として、社会への女性進出によって深刻化しつつある保育施設の待機児童の増加という社会問題に対応すべく新設された。現在は、幼稚園教諭、保育士養成に加え、小学校教諭免許が取得可能なこども教育専攻と名称を変更している。本専攻では、保育施設の充実を求める地域社会の要請の声を認識し、保育者として未来の社会を支える尊い職業に携わる使命感、責任感、そして愛情を持った人材を育てることを目的とするとともに、幼児教育・小学校教育者として求められる高い技能、知識、園児・児童を慈しむ心を備えた人材の育成、さらに、外国人留学生との交流や海外研修制度を通じて、国際化社会に対応した国際感覚を備えた人材の育成を教育目標に掲げ教育に取り組んでいる。

年々深刻化するわが国の人口構成の高齢化は、医療福祉分野の人材不足という社会問題を生み出し、結果、外国人看護師受け入れ制度の導入といった新たな国策を打ち出すに至っている。看護学専攻は、こうした深刻な看護師不足の社会問題を受け、平成17年4月、新設された。本専攻では、人口構成の高齢化に伴い、年々、社会的要請が高まりつつある地域社会の情勢を認識し、医療人として人々の健康と命を支えていく職業に携わることの自覚と人間性、そして、日々高度化する医療技術の修得、研鑽にたゆまぬ努力を続ける向上心、研究心をもった人材の育成を目標に掲げている。また、本専攻においても海外研修制度を導入し、国際感覚を備えた医療人の育成に努めている。

また、人口構成の高齢化は、病気やけがによる後遺症等を抱えた人々の増加という現象を生み出している。本学では、こうしたリハビリテーション医療の充実を求める地域社会の要請に応え、平成19年4月、理学療法学専攻を新設し、現在はリハビリテーション学専攻と名称を変更している。本専攻では、きめ細かさ、気配りの心を活かして治療、機能回復にあたることのできる温かさ高い技術、知識を備えた理学療法士の育成を目

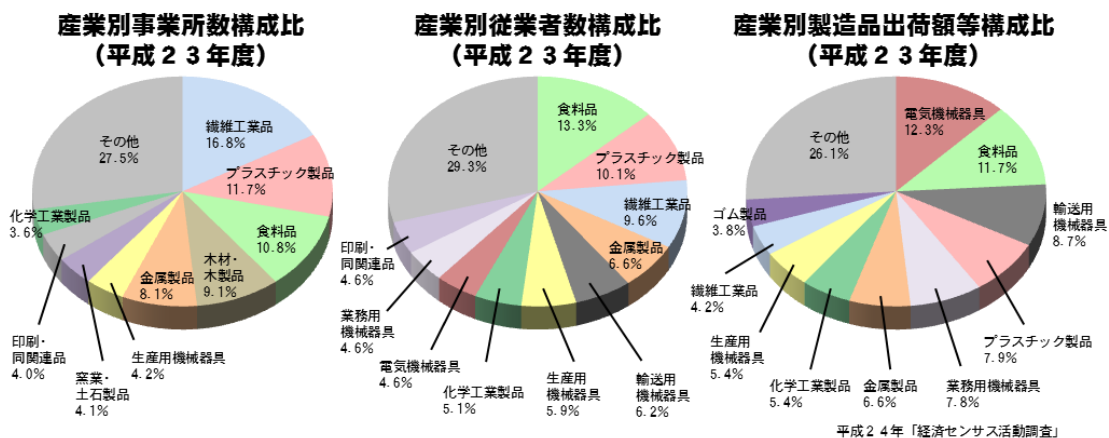


指している。また、先に設置した看護学専攻との連携によって、将来、医療現場において「チーム医療」に関わる医療人の一員としての自己のあり方、姿勢を身につけることを目標に掲げて教育に取り組んでいる。

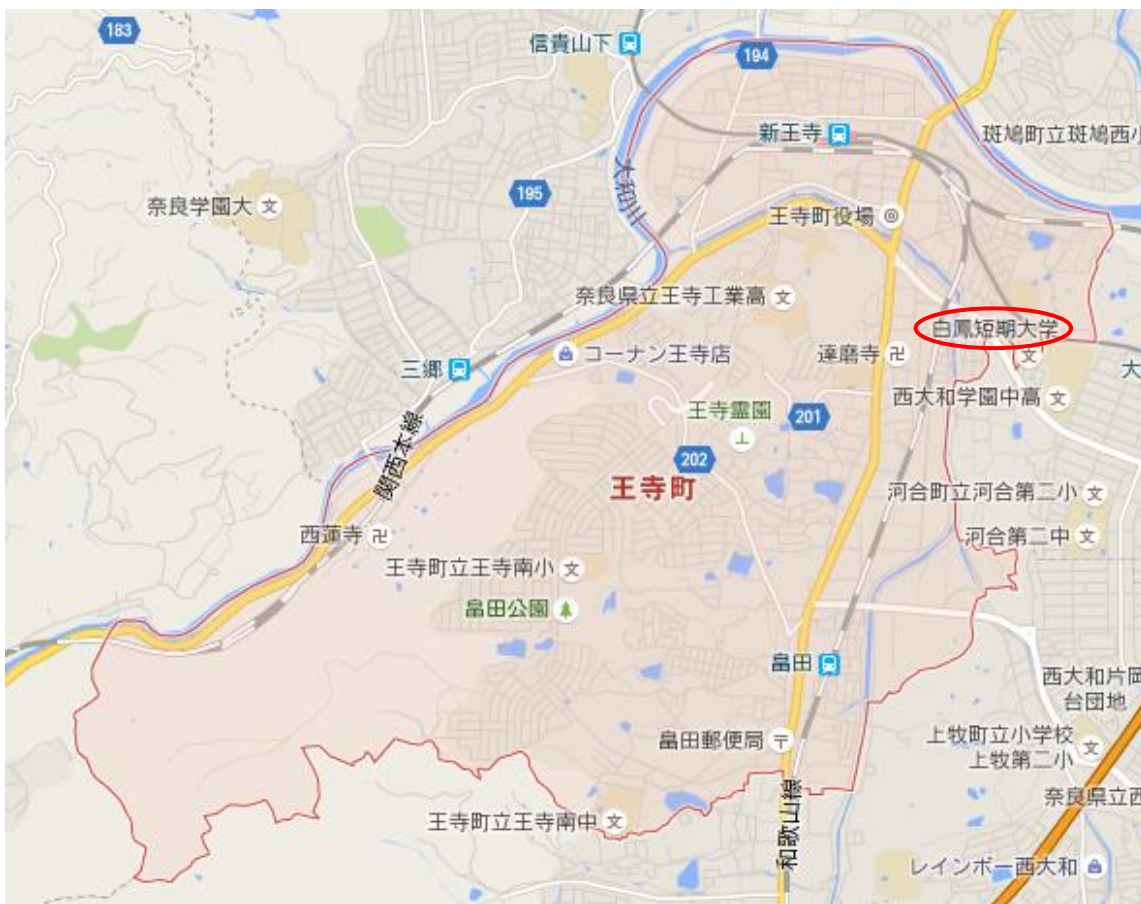
■地域社会の産業の状況

奈良県の産業とデータ

奈良県の伝統産業には、墨・筆・薬・漆器・素麺・清酒・茶筌・割箸など、江戸時代あるいは中世にまでさかのぼる長い歴史を持つものが多くある。地場産業としては、靴下・ニットなどの繊維、木材、医薬品をはじめ、プラスチック成型、毛皮革製品、スポーツ用品などがあげられる。近年では、最新技術を有する一般機械、電機機械の産業集積が進んでいる。また、豊かな自然環境を背景に、各地域の特性を活かした農林業が営まれ、多くの特産品を生み出している。



■短期大学所在の市区町村の全体図



## (5)課題等に対する向上・充実の状況

## ① 前回(平成21年度)の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
学校法人のウェブサイト、学校案内、学生便覧等に示す建学の精神などの表現を統一するとともに、教職員の共通理解を図ることが望まれる。	平成26年度に副学長を座長とする「建学の精神と3つのポリシーに関する検討委員会」を設置し、表現と掲載する媒体について検討した。	委員会での検討により、教職員の共通理解が深まった。ホームページの掲載内容および刊行物についても平成28年度より一新する予定である。
単位認定については、学則及び関係規程の整備及び全教職員の共通理解を図った適切な教学経営が望まれる。	学則及び教務規程を整備し、教務委員会で毎年確認するとともに、定期考査前には教授会で確認、さらに専攻毎に成績会議を開き、単位認定について共通理解を図っている。	教務規程が整備され、委員会及び教授会等の会議で共通理解を図った結果、教員の意識と評価基準の一致を見た。
幼児保育専攻では「社会福祉援助技術」、「小児栄養学」などの演習科目であるべきものが講義科目とされている科目がみられる。また、講義形態の表記が不明確な科目が散見されるので科目表、シラバス等で明確にすることが望まれる。	不適切な講義形態の表記に対しては直ちに対応した。なお、平成23年の保育士養成課程の改正に伴い、科目とその講義形態を適切に変更した。科目表は平成23年度より適切な表記に改めた。しかし、なおシラバスでの明示がないため、平成28年度には明示する方針である。	保育士養成課程における教科目の内容について再確認する契機となり、以後、該当科目以外の科目を含めた教授内容の充実につながった。シラバスへの表記を怠ったことは重大な反省事項であるが、学生にも教科の性格を理解させておくことの意味を再確認することができた。
専任教員数について、平成21年5月1日現在で短期大学設置基準上、必要な教員数が1人不足していたが、その後、機関別評価結果の判定までに補充された。今後このようなことのないように努めるとともに、当該短期大学の教育水準の維	専任教員数が基準を満たしていなかったことは重大な反省事項である。以後、短期大学設置基準、養成施設指定規則等の法令に十分な配慮をし、人事委員会で確認をした上で教員の採用・配置を行っており、教育水準の維持・向上に努めてい	短期大学として十分な教育水準を維持・向上できるよう、教員の採用・配置に関して大学全体で意識を共有した。

持・向上を図られることを期待する。	る。	
総合人間学科看護学専攻の入学・収容定員超過の状況及び同学科国際人間学専攻の入学定員超過の状況を改善し、適切な教育条件の保全に留意されたい。	学生の志望動向を見ながら、各専攻の定員を変更し、適正な入学人数になるよう努めているが、年度ごとに变化する志望動向や募集環境に対応できていない。	国際人間学専攻は、留学生の志望動向が変化し、平成26年度から定員を大幅に削減したが、充足できていない。看護学専攻は平成25年度に定員を10名増やしたが、志望動向の高まりに対応できておらず、定員超過の状態が続いているため、平成28年度入試では超過しないよう十分な配慮をする計画である。
学生支援は専任教員のみでなく、要所に事務職員を配置し、文書管理や事務的職務を教員から分離することが望まれる。	平成25年度から一部の事務的職務を事務局職員が兼務の形で補助したが、平成26年度から専任として補助する事務職員を配置した。	学生支援にあたる専任教員の負担が軽減され、学生への教育・指導の充実につながっている。
学生便覧に学則の全文及び履修規程など、学生が関係する諸規程を掲載することが望まれる。	平成22年度より学生便覧に学則の全文および学生が関係する諸規定を掲載するように改めた。平成28年度には、さらに内容を精査し、学生便覧を改訂する予定である。	学生の視点に立った情報公開に対する意識が高まり、平成28年度には更なる情報公開のために大幅改訂を行う予定である。
研究費の制度を始め、研究環境を充実させることが望まれる。	平成24年度に教育研究を奨励する為、教員へ一人1台コンピュータを貸与また、平成22年度から各講義室に順次常設のプロジェクターを配備(平成26年度完了)した。	研究費制度の充実や研究環境の整備は今なお十分ではないが、教員の研究意欲を高めるために充実・整備を進めている。
就業規則、教員昇格規程等、諸規程の内容の精査とともに事務所への備え付けが望まれる。	平成27年度に就業規則、教員新任昇任選考規程を精査し改訂を行う。平成28年度より、事務室及び各専攻の共同研究室に備え付ける予	就業規則や就任等に関する規程の改訂に伴い、各専攻の代表教員が論議に参加してもらうことを通じて、教員の共通認識が深まった。

	定である。	
短期大学の教育研究経費比率が低いので、教育研究条件の充実に配慮されたい。	教育環境整備のために計画的に教育施設の充実（各教室への有線 LAN、プロジェクター、スクリーンの設置）に努めている。また、研究費の制度改革も検討している。	教育施設の充実によって、教育研究経費比率は漸増しているが、まだ十分な比率ではない。研究意欲を高め、教育の充実につながるよう研究費の制度について検討する予定である。

## ② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
専攻長のリーダーシップと専攻内ガバナンスの確立	専攻長のリーダーシップを明確にするために専攻長を議長とする専攻会議を制度化した。	管理職としての専攻長の位置づけが明確になり、専攻長を中心とした専攻運営が進んだ。
学生支援のための教職員組織の強化	学生指導における、専攻間の意識統一と情報交換のために学生指導委員会を設置した。	委員会組織としてメンバーを限定することで、却って密な情報交換が可能となり、統一された意識の下での学生支援に役立っている。
学生のための環境整備	平成 25 年度にはかねてより増設の要望があった女子トイレを本館 2 階に増設した。また、学生のためのユーティリティスペースが不足している現状を鑑み、学生広場を改修した。	トイレの増設により、学生の不満は大幅に解消された。また、広場の改修によって、軽い運動ができるようになるとともにベンチスペースを広く取り、友人同士での談話も可能になった。
ホームページデザインの一新	平成 27 年よりホームページデザインを一新し、提供する情報とその表示方法を精査した。	教育情報が豊富になり、表現も統一されて明確になった。

## ③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

改善意見	履行状況	未履行事項についての 実施計画
既設学部等（白鳳女子短期大学総合人間学科（2 年制））	平成 28 年度より、総合人間学科こども教育専攻の入学	入学定員変更によって適正化を図るとともに、高校生、

の定員充足率が0.7倍未満と なっていることから、学生の 確保に努めるとともに、入学 定員の見直しについて検討 すること。(平成27年2月)	定員を130名から100名に変 更予定である。また、高校生、 外国人留学生への広報展開 を積極的に展開している。 (平成27年)	外国人留学生に対する広報 展開を一層積極的に図って いきたい。(平成27年)
--	--	--

## (6) 学生データ(学校基本調査のデータを準用) (平成27年5月1日現在)

## ① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

(単位：人)

学科等の名称	事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
総合人間学科 国際人間学 専攻	入学定員	60	60	30	30	30	
	入学者数	46	39	29	20	20	
	入学定員 充足率(%)	76	65	96	66	66	
	収容定員	100	120	90	60	60	
	在籍者数	88	77	60	45	38	
	収容定員 充足率(%)	88	64	66	75	63	
総合人間学科 こども教育 専攻 (旧こども保 育専攻) (旧幼児保育 専攻)	入学定員	130	130	130	130	130	平成22年4月 専攻名称を「こ ども保育専攻」 に変更。 平成24年4月 専攻名称を「こ ども教育専攻」 に変更。
	入学者数	148	125	133	82	82	
	入学定員 充足率(%)	113	96	102	63	63	
	収容定員	280	260	260	260	260	
	在籍者数	263	266	247	204	168	
	収容定員 充足率(%)	93	102	95	78	64	
総合人間学科 看護学専攻 (3年課程)	入学定員	80	80	90	90	90	
	入学者数	100	101	122	118	151	
	入学定員 充足率(%)	125	126	135	131	167	
	収容定員	240	240	250	260	270	
	在籍者数	323	309	319	343	390	
	収容定員 充足率(%)	134	128	127	131	144	
総合人間学科 リハビリテー ション学専攻 (3年課程)	入学定員	40	40	50	50	40	平成27年4月 男女共学。
	入学者数	47	51	38	21	58	
	入学定員 充足率(%)	117	127	76	42	145	

	収容定員	120	120	130	140	140	
	在籍者数	122	142	128	88	108	
	収容定員 充足率 (%)	101	118	98	62	77	
専攻科 助産学専攻 (1年課程)	入学定員	35	35	40	40	40	
	入学者数	35	35	41	41	39	
	入学定員 充足率 (%)	100	100	102	102	97	
	収容定員	35	35	40	40	40	
	在籍者数	35	35	41	44	40	
	収容定員 充足率 (%)	100	100	102	110	100	
専攻科 地域看護学 専攻 (1年課程)	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	41	43	43	39	43	
	入学定員 充足率 (%)	102	107	107	97	107	
	収容定員	40	40	40	40	40	
	在籍者数	45	46	43	39	43	
	収容定員 充足率 (%)	112	115	107	97	107	
専攻科 リハビリテー ション学専攻 (1年課程)	入学定員	[新設] 30	30	30	30	30	平成23年4 月開設
	入学者数	10	13	25	27	18	
	入学定員 充足率 (%)	33	43	83	90	60	
	収容定員	30	30	30	30	30	
	在籍者数	10	13	25	27	18	
	収容定員 充足率 (%)	33	43	83	90	60	

## ② 卒業者数

(単位:人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総合人間学科					
こども教育専攻	116	114	139	114	112
看護学専攻	95	111	99	86	102
リハビリテーション学専攻	34	28	38	45	32
国際人間学専攻	42	39	38	31	24
専攻科					

助産学専攻	31	33	32	37	42
地域看護学専攻	33	40	46	43	39
リハビリテーション学専攻	—	10	12	23	27

## ③ 退学者数 (単位：人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総合人間学科					
こども教育専攻	2	8	13	7	6
看護学専攻	0	3	11	8	2
リハビリテーション学専攻	6	3	13	16	6
国際人間学専攻	0	4	4	2	3
専攻科					
助産学専攻	3	2	1	5	1
地域看護学専攻	5	2	0	0	0
リハビリテーション学専攻	—	0	1	2	0

## ④ 休学者数 (単位：人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総合人間学科					
こども教育専攻	0	0	0	1	0
看護学専攻	1	3	4	5	0
リハビリテーション学専攻	4	1	0	1	1
国際人間学専攻	0	0	0	0	0
専攻科					
助産学専攻	0	0	2	0	1
地域看護学専攻	3	3	0	0	0
リハビリテーション学専攻	—	0	0	0	0

## ⑤ 就職者数 (単位：人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総合人間学科					
こども教育専攻	100	111	134	109	109
看護学専攻	64	59	69	48	54
リハビリテーション学専攻	10	18	23	29	19
国際人間学専攻	4	9	9	2	4
専攻科					
助産学専攻	31	33	32	37	41
地域看護学専攻	32	40	46	43	39



リハビリテーション学専攻	—	10	12	22	26
--------------	---	----	----	----	----

⑥ 進学者数

(単位:人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総合人間学科					
こども教育専攻	2	1	3	2	1
看護学専攻	28	30	28	34	45
リハビリテーション学専攻	7	8	11	15	12
国際人間学専攻	23	13	19	18	14
専攻科					
助産学専攻	0	0	0	0	1
地域看護学専攻	0	0	0	0	0
リハビリテーション学専攻	—	0	0	0	1

(7)短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

①教員組織の概要 (人)

総合人間学科 専攻名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔ロ〕	設置基 準で定 める教 授数	助 手	非 常 勤 教 員	備 考
	教授	准 教授	講 師	助 教	計						
国際人間学専攻	2	0	3	0	5	5		2	0	18	文学 関係
こども教育専攻	4	4	5	0	13	10		3	0	23	教育 学・保 育学関 係
看護学専攻	5	5	7	1	18	10		3	0	18	保健衛 生学 (看護)
リハビリテーシ ョン学専攻	3	2	5	0	10	10		3	0	7	保健衛 生学 (看護 除く)
(小計)	14	11	20	1	46	35		11	0		
専攻科 地域看護学専攻	0	1	4	0	5				0	7	
専攻科 助産学専攻	0	4	3	1	8				0	3	
専攻科 リハビリテーシ ョン学専攻	0	2	1	0	3				0	5	
短期大学全体の入 学定員に応じて定 める専任教員数 〔ロ〕							5	2			
(合計)	14	18	28	2	62	40		13	0		

## ②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	16	5	21
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	0
その他の職員	2	0	2
計	18	5	23

## ③校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準 面積 (㎡)	在籍学生 一人当たり の面積(㎡)	備考(共用の 状況等)
	校舎敷地	14,168	0	0	14,168	7,100	[イ] 28.6	
	運動場用地	5,934	0	0	5,934			
	小計	20,102	0	0	[ロ] 20,102			
	その他	4,266	0	0	4,266			
	合計	24,368	0	0	24,368			

## ④校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用 (㎡)	共用する他の 学校等の専用(㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考（共用の 状況等）
校舎	8,976.24	0	0	8976.24	7,500	

## ⑤教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
16	5	6	1	1

## ⑥専任教員研究室（室）

専任教員研究室
7

## ⑦図書・設備

学科 専攻課程	図書 (うち外国 書)	学術雑誌 (うち外国書) (種)		視聴覚資 料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル (うち外国書)			
総合人間学科	2,252 (28)	19 (2)	12 (4)	176	1,256	14

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
		452.7	70
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	932.5	テニスコート	

## (8)短期大学の情報の公表について

## ①教育情報の公表について

	事項	公開方法等
1	大学の教育上の目的に関すること	・ ホームページで公開 <a href="http://www.hakuho.ac.jp/">http://www.hakuho.ac.jp/</a>
2	教育研究上の基本組織に関すること	
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する 学位及び業績に関すること	
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収 容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した 者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及 び就職等の状況に関すること	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業 の計画に関すること	
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に 当たっての基準に関すること	
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育 研究環境に関すること	
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関 すること	
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康 等に係る支援に関すること	

## ②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページで公開</li> <li style="text-align: center;"><a href="http://www.hakuho.ac.jp/">http://www.hakuho.ac.jp/</a></li> <li>・ 法人本部</li> </ul>

**(9)各学科・専攻課程ごとの学習成果について**

こども教育専攻ならびに、看護学専攻、リハビリテーション学専攻ではそれぞれの専攻において目指す専門職として現場に出て活躍できるだけの知識・判断力・行動力を培うことを目標としている。

こども教育専攻では、授業での学びに並行して多くのボランティア活動で保育を実践し、そこで学んだ現場で必要となる力を卒業研究として、具体的な実践活動につなげ、さらに、深い理解として定着させることで、学習成果としている。また、保育職として学ぶ意欲を重視し、日々の学習ごとに「やる気満足度シート」に学習の充実度を記入させ、学習状況を担任が把握するとともに保育職としての意欲・意識を高める努力をしている。卒業研究では、本学教員が評価するだけでなく、実践活動に協力してくださる保育園・幼稚園の評価も頂き、現場からの客観的評価も学生が理解できるようにしている。

看護学専攻では看護師国家試験に合格できる知識と思考力を身につけているか、また現場で看護師として十分な能力を発揮できるかが学習成果として求めるところである。

リハビリテーション学専攻でも同様に、理学療法士国家試験に合格できる知識と思考力、現場で理学療法士として十分な能力を発揮できることを求めている。看護学専攻及び、リハビリテーション学専攻ではそれぞれの授業において、小テストを実施して、1回1回の授業の理解度を確認し、理解が不足すると思われる学生には再テストや補講によるフォローを実施している。また、定期的に国家試験を意識したテストを実施し、目標とする得点に到達できなかった学生には補講を行っている。さらに日々の学習のチェックも学習状況チェック表によって、担任またはチューターがチェックを行い、必要な場合には面談による指導を行っている。

国際人間学専攻では、留学生が、日本企業で就職するあるいは大学院へ進学したり、4年制大学に編入するのに必要とされる日本語の能力を身につけ、日本とそれぞれの母国の架け橋となりうる人材の養成を学習成果として定めている。また、日本語能力試験において必要となる語彙力・漢字力・読解力・聴解力を小テストにおいて確認し、必要と思われる学生には補講を行う。学習状況だけでなく、生活状況についても担任が面談を重ね、必要な指導を行っている。

**(10)オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム****■ オフキャンパス**

国際人間学専攻では、校外でのボランティア活動を一定の条件の下に単位として認定する「ボランティア実習(I)」「ボランティア実習(II)」、ならびに、富士山周辺や神鍋高原で校外学習を行う「国内実地研究」という科目を設けている。

また、単位としては認定していないが、海外研修として米国ユタ州プロボ市を中心とした地域で希望者による11日間のプログラムを実施している。ホームステイと現地の大学生との交流による異文化体験、ネイティブによる英会話集中トレーニング、幼児保育・看護・リハビリテーションの各分野に関する現地研修を主な内容とする。

■遠隔教育

実施していない

■通信教育

設置していない

■その他の教育プログラム

特記事項なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

本学では、科学研究費補助金に関しては、公的資金の理解及び運用方法を周知するため、応募時に科学研究費助成事業の取り扱いに関する資料の配付及び説明を行っている。

なお、研究費に関する公的資金の取り扱いに関する実績は、科学研究費補助金であり、運用方法は、補助金を保管する預金口座の通帳を法人本部で保管し、補助金使用の際は短期大学の事務担当が処理し、短大事務長及び学長の決裁を経て、法人で支払処理を行う体制をとっている。

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況(平成24年～26年度)

図表11 本学園の理事会開催状況(平成24年～26年度)

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事 の出 席状 況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7	7	平成24年4月1日 10:00～10:15	6	85.7	0	2/2
		7	平成24年4月23日 11:00～11:30	6	85.7	0	2/2
		7	平成24年5月21日 12:00～13:00	6	85.7	0	2/2
		7	平成24年6月25日 13:00～13:30	5	71.4	0	0/2
		7	平成24年7月21日 11:00～11:30	6	85.7	0	2/2
		7	平成24年8月11日 10:00～10:30	5	71.4	0	0/2
		7	平成24年10月13日 10:00～10:30	5	71.4	0	0/2
		7	平成24年12月20日 13:00～13:30	5	71.4	0	0/2

		7	平成 25 年 1 月 12 日 10 : 00 ~ 10 : 30	5	71.4	0	0/2
		7	平成 25 年 2 月 26 日 14 : 00 ~ 14 : 30	6	85.7	0	2/2
		7	平成 25 年 5 月 11 日 11 : 00 ~ 11 : 30	6	85.7	0	2/2
		7	平成 25 年 6 月 13 日 10 : 00 ~ 10 : 30	5	71.4	0	1/2
		7	平成 25 年 7 月 20 日 11 : 00 ~ 12 : 00	5	71.4	0	2/2
		7	平成 25 年 10 月 21 日 10 : 00 ~ 11 : 00	6	85.7	0	2/2
		7	平成 25 年 12 月 24 日 11 : 00 ~ 12 : 00	5	71.4	0	1/2
		7	平成 26 年 2 月 24 日 14 : 00 ~ 15 : 00	6	85.7	0	2/2
		7	平成 26 年 3 月 28 日 11 : 00 ~ 12 : 00	5	71.4	0	2/2
	8	8	平成 26 年 5 月 19 日 13 : 00 ~ 14 : 00	7	87.5	0	2/2
		8	平成 26 年 8 月 7 日 13 : 00 ~ 13 : 30	7	87.5	0	2/2
		7	平成 26 年 10 月 18 日 15 : 00 ~ 16 : 00	7	100	0	2/2
		7	平成 26 年 12 月 26 日 15 : 00 ~ 16 : 00	6	85.7	0	1/2
		7	平成 27 年 2 月 27 日 14 : 00 ~ 14 : 30	6	85.7	0	1/2
		7	平成 27 年 3 月 14 日 14 : 30 ~ 15 : 15	7	100	0	2/2

図表 12 本学園の評議員会開催状況（平成 24 年～26 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	15	15	平成 24 年 4 月 1 日 9 : 00 ~ 9 : 15	14	93.3	0	2/2
		15	平成 24 年 4 月 23 日 11 : 00 ~ 11 : 30	14	93.3	0	2/2
		15	平成 24 年 5 月 21 日 13 : 00 ~ 14 : 00	14	93.3	0	2/2
		15	平成 24 年 6 月 25 日 11 : 30 ~ 12 : 00	13	86.6	0	0/2
		15	平成 24 年 7 月 21 日 10 : 00 ~ 10 : 30	14	93.3	0	2/2
		15	平成 24 年 8 月 11 日 9 : 30 ~ 10 : 00	13	86.6	0	0/2
		15	平成 24 年 10 月 13 日 9 : 30 ~ 10 : 00	13	86.6	0	0/2
		15	平成 24 年 12 月 20 日 11 : 00 ~ 11 : 30	13	86.6	0	0/2

	15	平成 25 年 1 月 12 日 9 : 00 ~ 9 : 30	13	86.6	0	0/2
	15	平成 25 年 2 月 26 日 13 : 00 ~ 13 : 30	14	93.3	0	2/2
	15	平成 25 年 5 月 11 日 13 : 00 ~ 13 : 30	14	93.3	0	2/2
	15	平成 25 年 6 月 13 日 9 : 00 ~ 9 : 30	11	73.3	0	1/2
	15	平成 25 年 7 月 20 日 10 : 00 ~ 10 : 30	10	66.7	0	2/2
	15	平成 25 年 10 月 21 日 9 : 00 ~ 10 : 00	13	86.7	0	2/2
	15	平成 25 年 12 月 24 日 10 : 00 ~ 11 : 00	13	86.7	0	1/2
	15	平成 26 年 2 月 24 日 11 : 00 ~ 12 : 00	14	93.3	0	2/2
	15	平成 26 年 3 月 28 日 9 : 30 ~ 10 : 30	12	80.0	0	2/2
17	17	平成 26 年 5 月 19 日 15 : 00 ~ 16 : 00	14	82.3	0	2/2
	17	平成 26 年 8 月 7 日 11 : 30 ~ 12 : 00	15	88.2	0	2/2
	16	平成 26 年 10 月 18 日 13 : 30 ~ 14 : 30	15	93.7	0	2/2
	16	平成 26 年 12 月 26 日 13 : 00 ~ 14 : 00	15	93.7	0	1/2
	16	平成 27 年 2 月 27 日 13 : 00 ~ 13 : 30	14	87.5	0	1/2
	16	平成 27 年 3 月 14 日 13 : 30 ~ 14 : 30	14	87.5	0	2/2

### (13)その他

■上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

本学では、総合人間学科以外に専攻科と外国人留学生別科を併設している。

専攻科は、地域看護学専攻、助産学専攻、リハビリテーション学専攻の3専攻を有し、リハビリテーション学専攻には理学療法学課程と言語聴覚学課程がある。

専攻		修養年限	入学定員	収容定員	在籍者数
地域看護学専攻		1年	40名	40名	39名
助産学専攻		1年	40名	40名	43名
リハビリテーション学専攻	理学療法学課程	1年	10名	10名	4名
	言語聴覚学課程	1年	20名	20名	23名

専攻科地域看護学専攻は保健師養成を目的とする1年課程の専攻である。入学者の4～5割が行政職(公務員)としての就職を望んでおり、そのほぼ全員が行政職として就職している。なお、養護教諭2種免許も取得することが可能である。

専攻科助産学専攻は助産師の養成を目指す1年課程の専攻である。卒業のほぼ全員が助産師として就職している。

なお、地域看護学専攻及び助産学専攻への入学は看護師資格を持っていることが条件となる。

専攻科リハビリテーション学専攻理学療法学課程は、すでに理学療法士の資格を持つ者がさらに専門的知識と技術を深めるための課程である。また、同専攻言語聴覚学課程は、一定の基礎資格を持つ者が言語聴覚士の資格を得ることを目的とした課程である。

本学の専攻科はいずれの専攻・課程も独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けた認定専攻科であり、学修成果を提出し、試験に合格することによって学位授与機構により学士号が認定される。

外国人留学生別科は、本学国際人間学専攻への入学を希望する学生が、入学に必要な日本語力を身につけるための課程である。

専攻課程	修養年限	入学定員	収容定員	在籍者数
外国人留学生別科	1年	15名	15名	16名

別科の課程を修了し、国際人間学専攻に入学するにふさわしい日本語力が獲得できた学生は原則として、すべて国際人間学専攻に入学する。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価の活動は学則第2条に則って行われ、自己点検・評価委員会規程に基づいて運営される。自己点検・評価委員会は以下の構成員による。

〔自己点検・評価委員会〕（平成27年5月1日現在）

委員長：平林学長

副委員長：橋爪副学長・西浦国際室長

委員：國嶋(事務/企画部長)、西田(教務/寮務部長)、坂上(教務部長補佐)

西川(学生/事業部長)、辻村(渉外入試部長)

辻田専攻長・高澤主任(国際人間学)、前田専攻長・門谷主任(こども教育)

中山専攻長・角田主任(看護学)、成田専攻長(リハビリテーション学)

湯川専攻科長(助産学)、巖専攻科長(地域看護)、藤田(専攻科リハビリテーション)

水野(法人本部主任)

〔ALO委員会〕（平成27年5月1日現在）

部会長（ALO）：國嶋(事務/企画部長)

副部会長（ALO補佐）：西田(教務/寮務部長)

委員：平林学長、橋爪副学長、坂上(教務部長補佐)、西川(学生/事業部長)

辻田国際人間学専攻長、前田こども教育専攻長、中山看護学専攻長

成田リハビリテーション学専攻長、水野法人本部主任

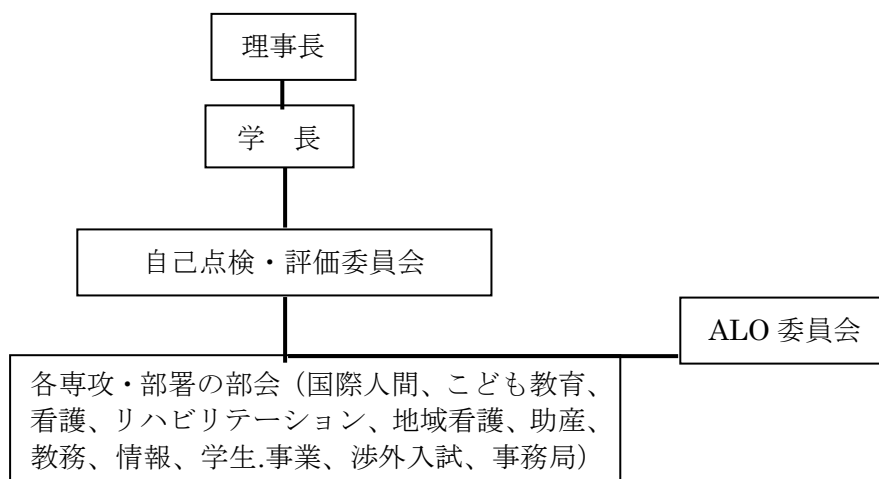
※ALO委員会の他、各専攻・各部署毎に以下の作業部会を設置し、専攻長または部長を部会長として、当該専攻または部署所属の専任教員全てを委員とする。



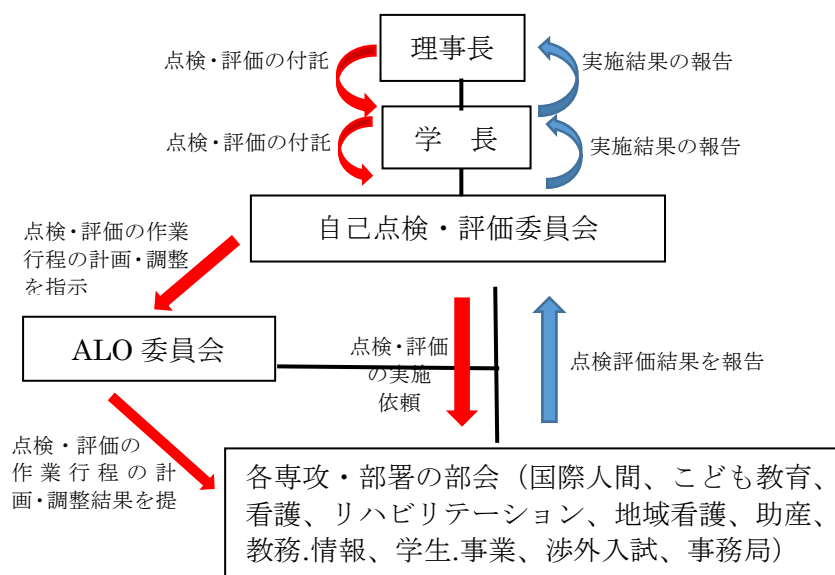
国際人間学・国際部部会、こども教育部会、看護学部会、地域看護学部会  
 リハビリテーション学・専攻科リハビリテーション学部会、助産学部会  
 教務・情報部会、学生・事業部会、渉外入試部会、事務局部会

■自己点検・評価の組織図（平成 27 年 5 月 1 日）

〔組織図〕



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）



自己点検・評価は理事長・学長からの付託を受けて、自己点検・評価委員会が実施する。

自己点検・評価の実施主体は各専攻及び各部署に設置された、それぞれに所属する全専任教員による部会（国際人間学・国際部部会、こども教育部会、看護学部会、リハビリテーション学・専攻科リハビリテーション学部会、地域看護学部会、助産学部会、教務・情報部会、学生・事業部会、渉外入試部会、事務局部会）であるが、点検・評価に関する作業行程の計画と調整は ALO 委員会で行う。したがって、各部会は自己点検・評価委員会からの依頼で点検・評価を行うが、その進め方については ALO 委員会からの提示を受けて行う。

点検・評価の結果については、各専攻・部署の部会は自己点検・評価委員会に提出して委員会で検討し、委員会から検討結果を学長・理事長に伝える。

すなわち、点検・評価に関する全体の進行・調整は ALO を中心とする、ALO 委員会で行い、点検・評価の主体は各専攻・部署ごとの部会と自己点検・評価委員会という体制であり、この組織が有機的に機能し、計画通りに点検・評価の活動を実施することができた。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成 26 年度を中心に）平成 26 年 4 月に、平成 26 年度自己点検・評価委員会および、ALO 委員会が発足し、それぞれ、第 1 回会合が行われた。ALO 委員会は、以後、毎週水曜日を定例会として点検・評価の行程について計画し、各専攻・部署ごとの部会に計画を提示、進行状況の確認を行った。

各専攻・部署の部会では、ALO 委員会から提示された計画に従って、点検・評価の作業を進め、12 月に自己点検・評価委員会に点検・評価の結果を報告（点検・報告書の部会案を提出）した。自己点検・評価委員会では提出された各部会案を検討し、報告書としての編集を ALO 委員会に指示した（2 月）。

平成 27 年 4 月に人事異動に伴い、自己点検・評価委員会及び ALO 委員会の委員を一部変更し、平成 27 年度の自己点検・評価について準備を始めるとともに、平成 26 年度の自己点検・評価報告書の最終確認を自己点検・評価委員の稟議の下に行い、5 月下旬に、学長および理事長に報告を行った。学長及び理事長の裁可を得て、6 月より学内への配布及び、希望者への公表が可能な体制を整えた。

**3. 提出資料・備付資料一覧**

〈 省 略 〉

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### ■基準Ⅰの自己点検・評価の概要

本学は、平成10年に創設者田野瀬良太郎の「国づくりは人づくり」の理念のもとに、21世紀を担う女性の育成を目指し、女子短期大学として開学した。

「世界の中の日本」、「世界の中の私」という国際的な観点で物事を捉える姿勢が問われる時代にあって、時代の要請に応える「国際的感覚」をもった人材の育成を目的とする「国際人間学科」の単科大学としてのスタートであった。本学の名称も、本学に程近い斑鳩の地に国際色豊かな芸術文化の花が開いた「白鳳文化」に由来する。

本学の建学の精神は、異文化理解ひいては他者を理解するには、まず自国さらには自分自身に対する深い理解こそが求められるという認識の上に定められたものである。

平成16年には「総合人間学科」と学科名称を変更したが、本学の建学の精神にある自己理解の上に立った他者理解の精神と、それによってもたらされる豊かな人間性は、単に国際理解にとどまるものではなく、広く人間教育全体に通じる理念であることを改めて確認し、建学の精神を強固な礎として、本学の教育は福祉・教育さらには医療の分野へと発展していった。

現在も、アメリカ合衆国ユタ州での海外研修や、全ての専攻で展開される「人間学研究」という人間性の涵養自体を目的とした科目を必修とするなど、特徴的なカリキュラムが、建学の精神を具現化しているが、単科大学でありながら、幼児保育・教育や看護・リハビリテーションといった医療、さらにはアジア諸国を中心とした世界各国から集った留学生の学びといった、さまざまな分野が共存し、異なる分野を学ぶ学生同士が融和・協調していく本学の学びの形態こそが、本学の建学の精神を表している。

この建学の精神に基づき、本学では教育の目的を「社会の要請に応え得る人材の育成」においている。また、「社会の要請」とは何かを具体的に検討し、教育の目標を以下の4項目を獲得することにおいている。

- ・国際的な視野
- ・広い教養
- ・深い専門的見識
- ・豊かな人間性

これらの、建学の精神ならびに教育の目的、教育の目標は全教職員の意識として共有するために、全専任教職員が参加して実施する教職員研修会の場で毎年、学長自身によって講話の中で説明し、共通理解が図られている。また、在校生には「学生便覧」に掲載するとともに、新年度最初のオリエンテーションで理解の徹底を図っている。

本学全体で共有する教育の目的・目標をもとに各専攻では独自に教育の目的と目標を立て、学位授与の方針としてオリエンテーションなど専攻独自の教育的取組みを通して学生への意識の浸透を図り、学習の到達点としての目標を明確にして学習に励むことが出来るよう留意している。

また、どのような学習成果を以て教育の目標を達成したとみなすかという学習成果の査定にあたっては、各専攻とも定期考査はもちろん、授業進度に合わせて行われる小テストによって客観的な査定を行うだけでなく、自分の学習行動や成績評価を自らが振り

返ることによって主観的な査定を行い、新たな学習行動への動機づけを行うというPDCAサイクルが有効に機能している。

これらの教育活動を点検・評価するために、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検ならびに評価を適切に実施している。自己点検・評価委員会規定のもとに毎年、自己点検・評価活動を実施し、その活動の成果は毎年6月に大学協議会を経て、教授会に報告される。さらに各専攻・各部署では、その報告をもとに新たな改革・改善項目について検討され、大学協議会の議を経て実行に移されるといった大学教育全体でのPDCAサイクルも有効に機能し、大学教育の発展に寄与している。

### [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

#### [区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

#### ■基準 I-A-1 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学の建学の精神は、学校法人西大和学園の教育理念である「国づくりは人づくり」を高等教育において具現化したものである。すなわち、本学は西大和学園高等学校、西大和学園中学校と同様に、国家あるいは広く社会に役に立つ有為の人材を育てることを願い、かつ高等教育機関としての社会的要請に鑑み、国際性・教養・専門性・人間性の涵養を謳ったものであり、専攻の組織改変を行いつつも、本学教育の根幹をなす精神として堅持し、今日に至っている。

建学の精神は、学生に対しては学生便覧に掲載して明確に示している。また、年度開始時のオリエンテーションの際に、全学生に対して、建学の精神が示す本学の教育の目的と目標について学長が講話を行うほか、入学式・卒業式でも学長式辞の中で建学の精神に基づいた講話を行っている。また、各専攻でも入学試験合格者説明会や年度初めのオリエンテーション及び、各専攻1年生の必修科目「人間学研究」の中で、建学の精神に基づいた各専攻独自の教育の目的と教育の目標について説明することで、建学の精神に基づいた本学の教育について学生の理解を深める努力をしている。

また、教職員に対しては、例年3月下旬に全ての専任教職員が参加して行う、教職員研修会において、学長講話として建学の精神の確認を行うほか、新任の専任教職員に関しては特に、教職員研修会に先立って行われる新任研修会において、建学の精神とそれに基づいた本学の教育方針について、学長より説明がなされている。

##### (b) 課題

本学の建学の精神は、格調高いがやや長尺な文面となっているため、一読しただけでは、その深く意図するところと本学の教育目的、教育目標、教育課程及び学習成果との関連性が分かりにくい。そのため、それらのことについては学生、教職員ともに説明をすることによって、理解を深めさせねばならない。前述のように、学生に対しては主にオリエンテーション、教職員に対しては主に年度初めの教職員研修会を通して理解と意識の徹底を図っているが、日常のなかでさらに建学の精神に触れる機会を設けるべきである。

また、建学の精神を外部に表明するという点に関しては、徹底されていないと言わざるをえない。内部文書を除けば、外部に建学の精神を表明しているのは「学生便覧」しかなく、それも原則として本学の学生に向けたものである。大学案内、入試ガイドはもとよりホームページでの公開を早急に進めねばならない。

### ■テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

まず第一に、教職員に対して教職員研修会を通じて理解を深め、意識の徹底化を図る必要がある。

第二に、新生を含めた学生に対して、年度初めのオリエンテーション時に学生便覧を参照させながら、建学の精神ならびに建学の精神に基づいた本学の教育の目的ならびに教育の目標、さらには各専攻の教育の目的と目標に対して理解させ、意識を徹底させなければならない。なお、新生に対しては入学前のオリエンテーションの段階から理解させる努力が必要である。

第三に、外部に向かって本学の建学の精神について、より積極的に広報していかねばならない。ホームページ、大学案内はもちろんのこと、保護者会報、同窓会報、研究紀要など本学から刊行するさまざまな広報物に掲載し、建学の精神とともに、本学の教育に対する考え方を広く公表し、一般の本学の教育に対する理解を深めることは本学の学生募集や就職にとっても極めて有益であり、急務である。

### [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

#### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

### ■基準 I-B-1 の自己点検・評価

#### (a) 現状

本学が教育の目的とするところは、本学の教育理念、建学の精神から必然的に導かれる「社会の要請に応え得る人材の育成」である。本学では、各専攻において養成する専門職、あるいは母国と日本の架け橋となって活躍できる留学生の育成を通じて広く社会の要請に応えている。ただし、本学の言う「社会の要請」とは単にビジネススキルのことのみを言うのではなく、社会人として広く求められる「豊かな人間性」「深い専門的見識」「広い教養」「国際的視野」を備えたものを指すことは建学の精神より明らかなことである。

以上のことを踏まえて、各専攻では教育の目的と目標について以下の通り定めている。

#### [国際人間学専攻]

本学創設時より続く、外国人留学生に対して「日本語と日本文化を学ぶことで真の国際人として日本と母国の架け橋となる」ための教育を行うことを目的とした専攻である。

また、この目的を達成するために、次のような教育目標を掲げている。

- ①練達した日本語能力の獲得
- ②異文化である日本文化の深い理解
- ③国際人としての教養の獲得

## 〔こども教育専攻〕

こども教育専攻は平成14年に幼児保育専攻として保育士ならびに幼稚園教諭の養成課程として設置されたものである。その後、平成22年に小学校教員養成課程を設置し、名称をこども教育専攻に改めた。時代の要請に応じて、目指す資格・免許は広がりを見せたが、本専攻の教育の目的が「実践力を備えた保育者・教員の養成」にあることは変わらない。すなわち、「保育・教育の充実を求める社会のニーズに応えるべく、未来の社会を支える尊い職業に携わる使命感、責任感、そして愛情を持った良質な保育者・教育者の育成」を教育の目的としている。

また、そのような教育の目的を達成するために、次のような教育の目標を掲げている。

- ①人間力…専門知識と豊かな人間性を兼ね備え、目標に向けて自分自身を高める学生を育成する。
- ②保育・教育実践力…豊富な実習プログラムで、保育・教育現場の状況に応じた判断力と行動力を育成する。
- ③社会貢献…保育者・教育者としての資質や適性を養い、保育・教育現場で社会貢献できる学生を育成する。
- ④就業力…現場に必要な専門知識と技術を修得し、希望者全員の就職を目指す。

## 〔看護学専攻〕

平成17年に、医療分野として始めて本学に設置された看護学専攻では、単なる知識・技術の修得だけではなく、豊かな人間性と国際的な視野をもって看護学の発展に寄与できる学生の育成を教育の目的としている。

この教育の目的を達成するために以下の教育の目標を掲げている。

- ①人間力…豊かな人間性と人間愛、自他の人権の尊重を基盤とした価値観を育成する。
- ②知力・臨地実践能力…時代と社会の変化に対応した看護臨地実践能力の高い専門職を育成する。
- ③国際的視野…国際的に活躍する看護専門職を育成する。
- ④社会貢献…専門職業人として地域社会に貢献できる能力を育成する。

## 〔リハビリテーション学専攻〕

平成19年に理学療法学専攻として設置された理学療法士養成課程である。平成21年に現在の名称に変更した。リハビリテーション学専攻において教育の目的とするところは、人間に関心を寄せ、人間関係を基盤に理学療法学の知識・技術・態度を身につけた理学療法士を育成することにある。また、理学療法を必要とする人の側に立ち、対象者の人権・価値観を尊重できる人格の養成も教育の目的としている。

この教育の目的に即して、教育の目標を以下のように定めている。

- ①人間力…人間教育を重視し、真の強さ・優しさを育成する。
- ②臨床実践力…自ら考え、判断・行動できる実践能力を育成する。
- ③社会貢献…豊かな人間性を持って地域社会に貢献できる人材を育成する。
- ④就業力…全員が国家資格を取得し、理学療法士として就職することを目指す。

なお、本学は専攻科を設置しており、地域看護学専攻、助産学専攻、リハビリテーション学専攻理学療法学課程、リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程の3専攻・2課程を有している。専攻科の各専攻・課程も総合人間学科同様に、豊かな人間性と高度な専門的知識・技術を持った保健師、助産師、理学療法士、言語聴覚士の養成を教育の目的としている。

各専攻とも、上記の教育の目的ならびに目標の達成を期して学習成果を定め、その査定を常に行いながら、学習活動を修正し、学習成果の獲得をはかっている。

また、これらの教育の目的ならびに目標は、大学案内に明記され、学外に公表されている。学内に対しては学生便覧に記載されているが、内容は同趣旨ながら表現において異なっている。また、各専攻では専攻運営マニュアルを作成し、教育活動における教員の意識と教育方法の統一を図っているが、このマニュアルにおいても各専攻で教育の目的と目標を明記し、専攻内における教員間の意識の共有を図っている。

全ての学習成果は年度末において、各専攻において査定を行い、その結果を大学協議会において発表すると同時に、次年度に向けての改革改善目標を定めている。その査定と改革改善の過程において、教育の目的と目標が時代と社会の要請に真に合致したものとなっているかの点検を行っている。

## (b) 課題

教育の目的及び目標を表明する場において、内容は同義ながら、その表現が異なっている場合が多い。表現内容を統一することで、教育の目的と目標をより明確なものにする必要がある。また、専攻によって、教育の目標の観点にややずれがある。学内の徹底した論議によって、観点の統一を急ぎ、図らねばならない。

また、教育の目的はホームページに掲載されていない。至急改善しなければならない。

専攻によって、教育の目標に「就業力」が挙げられているが、「就業」は教育の目標として適当ではない。進路支援は大学において重要な学生支援活動であるが、本質的には進路選択は学生が行うものであり、大学が行うものではない。したがって、「就業」を目標とすることについては見直しを行うべきである。

### [区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

#### ■基準 I-B-2 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では、学習成果を建学の精神とそれに基づいて定められた各専攻の教育目的及び教育目標に則って、明確に定めている。

また、各専攻では、教育目標を達成するために教育課程を編成し、実施しているが、その教育における学習成果は、各授業科目における到達目標として講義要項(シラバス)に明らかにされている。また、国際人間学専攻では日本語能力試験の取得等級、こども教育専攻では保育士資格や幼稚園教諭二種免許さらに小学校教諭二種免許の取得、看護学専攻では看護師国家試験の合格、リハビリテーション学専攻では理学療法士国家試験の合格といった資格・免許の取得によって学習成果を測定している。なお、専攻科にお



いても同様に、各授業の到達目標の達成と、保健師・助産師・言語聴覚士それぞれの国家試験合格をもって学習成果と定めている。

学習成果は可能な限り、量的データとして測定することとしている。各科目においては定期考査はもちろん、単元テスト、小テスト、国家試験・資格試験模擬テストを頻回に行うことでその時点での学習成果が即時に確認できるようにしている。また、実習・演習科目や各講義科目においても授業態度やレポートに対する評価では質的データとして測定されるが、個々の教員の主観によって評価に違いが出ないように、専攻で各評価対象に対する評価観点を定めて、公正さを図り、可能な限り質的データとして測定することとしている。

各科目における学習成果は、学内においては講義要項（シラバス）において到達目標として明記されている。また、学生個々の学習成果は前期・後期のそれぞれの成績評価として示されている。学外に対しては、就職率、4年制大学編入実績、資格・免許取得率、各国家試験合格率、就職先の実績等を、ホームページや大学案内、その他、入試広報資料という形で公表している。

学習成果の点検は個々の学生においては、自己の学習成果を「学習状況報告書」に記録し、「満足度」として自己評価することで日々、確認している。また、この「学習状況報告書」は週に一度、各担任が回収することで、客観的にも評価され、学習成果が十分に認められない場合は担任が、学習方法や学習内容について指導を行う。専攻ごとの学習成果は年度末の専攻会議において点検され、その結果は大学協議会において報告される。また、その報告内容の概要は学長より理事会において報告されている。

## (b) 課題

学習成果は、学生、教員、専攻それぞれのレベルで頻回に測定され、点検されているため、現時点での大きな問題はないが、質的データを測定する観点自体の点検が不十分である。観点を含めた測定方法自体の点検を行う必要がある。

### [区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

#### ■基準 I-B-3 の自己点検・評価

##### (a) 現状

学校教育法、短大設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。関係法令の変更や改正については、通達を確認し、申請や届出を適宜実施している。平成 26 年 6 月の学校教育法の改正に伴っては、学則及び内部規程の確認を行い、法改正の趣旨に則り、学則、内部諸規程及びその運用方法について見直しを行い、平成 27 年 4 月 1 日付で改正を行う。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、大別して、(1) 授業担当者による評価、(2) 免許・資格の取得、国家試験・検定試験の合格といった客観的評価、(3) 担任による学習状況評価、(4) 学生自身による学習状況の自己評価の 4 つの手法により行っている。具体的には以下の通りである。

##### (1) 授業担当者による評価

各科目の授業担当者は教育目標と学位授与の方針に基づいて、それぞれの科目ごとに

到達目標を定め、講義要項（シラバス）に明記している。この到達目標に照らして、定期試験の成績評価、小テストの成績、課題の提出状況及び内容、授業態度などによって学習成果を査定している。なお、実習・演習および授業態度という教員の主観による評価が大きな割合を占める場合は、評価の観点を定め、評価する教員によるばらつきを少なくする工夫をしている。また、成績評価の客観性と信頼性を確保するため GPA 制度を取り入れている。

#### （2）免許・資格の取得、国家試験・検定試験の合格による客観的評価

各専攻において、次の免許・資格の取得を学習の目標としており、学習成果として査定している。保育士・幼稚園教諭 2 種・小学校教員 2 種（こども教育専攻）、看護師（看護）、理学療法士（リハビリテーション）、日本語能力試験 N2 以上（国際人間）、保健師（専攻科地域看護）、助産師（専攻科助産）、言語聴覚士（専攻科リハビリテーション学言語聴覚学課程）の取得。

また、専攻によって、以下の検定試験の目標級の合格を学習成果として査定している。漢字検定（こども教育）、文章検定（こども教育）、秘書検定（こども教育・国際人間学）。

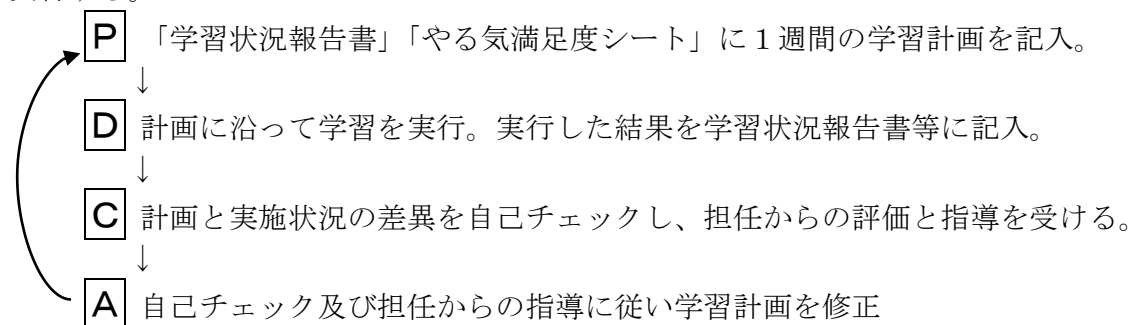
#### （3）担任による学習状況評価 および （4）学生自身による学習状況の自己評価

「学習状況報告書」（看護学・リハビリテーション学）、「やる気満足度シート」（こども教育）に日々の学習状況を記録することによって学生が学習の状況を自己査定し、週に 1 回それを担任に提出することで、担任は学習状況を確認して評価し、指導を行う。

本学では「常に改革改善」を合言葉に、常に教育の向上・充実を図るために改革・改善を目指し、そのための PDCA サイクルを有している。

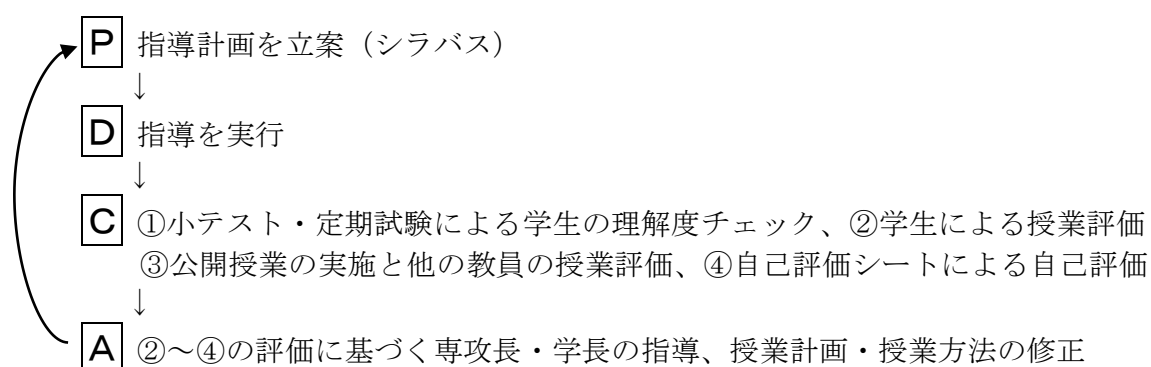
#### 〔学習成果獲得のための学生の PDCA サイクル〕

学生は自己の学力向上のための PDCA サイクルを有している。学生は事前に学習計画を立て、「学習状況報告書」（こども教育専攻では「やる気満足度シート」）に記入する。この計画にしたがって、学習を進めることができたか、自己チェックをし、計画通り進んでいない場合はその実態を記録し、「満足度」という自己評価を施した上で、週に 1 度報告書を担任に提出する。担任は提出された報告書の内容をチェックし、コメントを記入のうえ、本人に返却をする。ただし、重大な指導事項があった場合は、本人を呼び出し、面談によって指導する。学生は指導を受けた内容を考慮して、学習計画を修正し、実行する。



## 〔教員の指導力向上のための PDCA サイクル〕

教員は、計画的で効果的な指導方法の確立を目指した PDCA サイクルに従って、研鑽に努めている。シラバス提出に当たり、到達目標・評価方法を明確にした上で授業計画を立案し、それにしたがって授業を実施する。授業の都度あるいは単元ごとに実施する小テストによって学生の理解度を測り、想定した理解度に達していない場合、直ちに授業改善を図る。前期・後期各 1 回学生による授業評価アンケートを実施している。板書の分かりやすさや声の大きさ、説明の分かりやすさなど授業の技術的な面や、学生の受講態度や授業の雰囲気など学生指導の状態などの質問項目があり、集計された結果は本人に通知され、総合ポイントが 3.0 に満たない教員には「授業アンケートの分析と改善点」を専攻長を通じて学長に提出する。また、各専攻とも前期 1 回・後期 1 回の公開授業の実施を就任 3 年目までの教員に義務付けている。公開授業は原則として学長・副学長および専攻の教員によって評価され、実施後に専攻会議で内容の検討と指導がなされる。各教員は、毎年年度当初に「自己評価シート」に当該年度の目標と目標達成のための行動計画を立てて記入し、年度末には実際に行動した内容と、目標の達成度、それに対する自己評価を記入して、専攻長を通じて学長に提出する。「自己評価シート」の記載内容によっては学長が面談し、指導を行う。

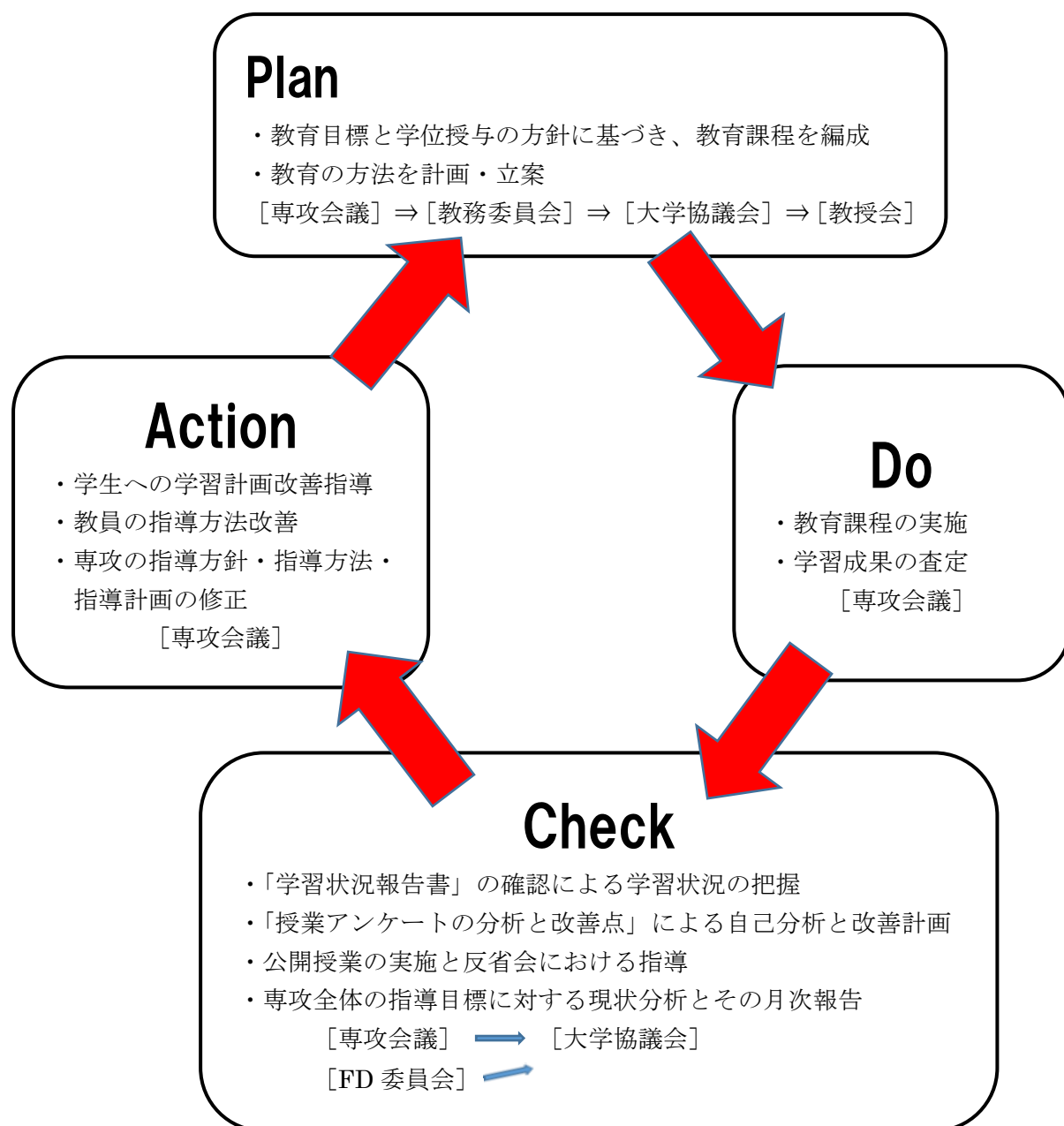


## 〔教学マネジメント体制向上・充実のための PDCA サイクル〕

大学全体としての教学マネジメント体制も PDCA サイクルによって改革・改善を進めている。

専攻ではそれぞれ、年度当初に当該年度の目標を掲げ、目標達成のための改善点を明確にして専攻会議での検討・協議を経て、大学協議会で報告をする。改革・改善による教育効果について毎月の大学協議会において経過報告がなされ、目標の達成が困難と目される場合にはさらに指導計画を修正し、報告をする。当該年度の年度末には、目標の達成状況を専攻毎にまとめ、達成できていない場合にはその原因を究明した上で大学協議会において次年度の指導計画を報告する。

以上のように、主に専攻が主体的に計画(P)・実行(D)し、その教育効果を専攻会議で検証(C)して改善計画を立案。さらに理事長、学長を含めた大学協議会の場で改めて検証(C)し、改善計画の適否を含めて検討する。大学協議会で承認された指導計画を専攻毎に作成する運営マニュアルで具体化する(A)。このように、専攻会議と大学協議会を主たる協議の場として、点検・検証(C)に重きを置いた PDCA サイクルを確立している。



**(b) 課題**

専攻毎に教育目標、学位授与の方針に基づいた学習成果の査定を毎月行い、大学協議会において検証しているが、検証結果とそれに対する指導計画の修正については主として専攻会議に一任され、教職員全体としてのコンセンサスを得るに至らない場合が多い。

**■テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画**

年度末に実施している教職員研修会における、各専攻の学習成果と次年度への課題と改善計画の発表を充実させ、大学全体の改革に対する一体感をさらに高める工夫をする。

## [テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。]

### ■基準 I-C-1 の自己点検・評価

#### (a) 現状

本学では、自己点検・評価の必要性と意義について学則第 2 条に明記し、本学の教育力の向上と充実に必要不可欠のものと位置づけている。

自己点検・評価のための組織として、各専攻・各部署の代表者からなる自己点検・評価委員会を設置し、学長の諮問機関として、平成 21 年度より毎年、自己点検・評価を行っている。また、平成 25 年度からは ALO 委員会を自己点検・評価委員会の下部委員会として常設し、各専攻・各部署の自己点検・評価の結果をとりまとめ、『自己点検・評価報告書』を作成している。

自己点検・評価委員会では PDCA サイクルの稼働状況に重きを置いて、毎年、各専攻・各部署あるいは個々の教員に自己点検・評価を求めている。各専攻・各部署では年度末には、年度当初に立てた目標の達成状況、指導計画の履行状況を自己査定し、翌年度の目標と新たな指導計画を立案する。また、個々の教員も年度当初に自己評価報告書を作成し、当該年度の目標と目標達成のための計画を専攻長を通じて、学長に提出し、年度末には目標の達成状況と次年度の目標、改善計画を追記入して再び専攻長を通じて学長に提出する。

自己点検・評価の結果は ALO 委員会によってまとめられ、平成 25 年以降、毎年、学内で閲覧できるように専攻・部署ごとに配布している。外部からも希望があれば、閲覧できるようにしているが現時点で閲覧の申請は 1 件もない。

自己点検・評価に関する各項目は専攻・部署ごとに担当が分けられ、担当する専攻・部署ごとに全教職員が参加して記載内容を決定している。各専攻・部署から提出された自己点検・評価報告書の原案は ALO 委員会で記載形式の統一や観点の記載漏れ等の確認を行い、自己点検・評価報告書を完成させる。

自己点検・評価で検討した内容は改革・改善項目として各専攻・各部署で取り組み、教育の充実に大きな役割を果たしている。

#### (b) 課題

自己点検・評価報告書の公表体制に大きな問題がある。冊子としての刊行、ホームページへの掲載を早急に進める必要がある。

### ■テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

平成 27 年度中には、自己点検・評価報告書をホームページ上で公開する予定である。

### ■基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神及び教育の目的・目標に関して、行わなければならない喫緊の課題は大別して 2 つである。

1 つは、表現としての教育の目的、教育の目標ならびに学位授与の方針、教育課程編

成・実施の方針、入学者受け入れの方針の統一である。教育の目的・目標ならびに3つの方針については教育の理念ならびに建学の精神を基にして確立されているが、学生便覧や大学案内など表現する場によって、あるいは専攻課程によって表現の仕方に若干の差異がある。意識を再確認する意味でも表現の仕方を含めた表現方法の統一を平成27年度中に行わなければならない。

2つ目は建学の精神と教育の効果に関連する本学の教育に関する理念・方針即ち、建学の精神、教育理念、教育の目的、教育の目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の可及的速やかなホームページへの掲載を初めとした公表体制の確立である。現在、これらの教育に関する理念・方針等は、ホームページ、大学案内、学生便覧、入試ガイド(募集要項)等に個別に掲載されているが、掲載内容が統一されていない。また、自己点検・評価報告書に関しては学内では公表しており、外部にも本学学内で閲覧する希望があれば閲覧できるようになっているが、希望者の申し出が本学窓口であった場合に限っているので実際の閲覧希望は現在のところ出していない。本学の教育活動を広く知ってもらう意味でも、全ての内容を、ホームページ、大学案内、学生便覧、入試ガイドに等しく公表することを平成27年度中に行わなければならない。

なお、上記の課題は、1点目の表現の確認と統一を優先させる必要があるため、特に表現の確認と統一を平成27年12月を期限とし、公表体制の確立を平成28年3月を期限として取り組む計画である。

#### ◇ 基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

なし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

なし

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### ■基準Ⅱの自己点検・評価の概要

学位授与の方針は、建学の精神及び教育の目的・目標に基づいて、「豊かな見識の獲得」と「社会の要請に応え得る人材の養成」においている。さらに各専攻ではこの方針をそれぞれの目指す専門職に必要な資質に合わせて具体的の方針を定めている。この学位授与の方針は、それぞれの専攻の学習成果に対応しており、学習成果を査定するための成績評価の基準は学則等により定められている。また、学位授与の方針は教職員においては共有されているが、学生に対する表明及び学外への表明に関しては十分ではない。

教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針に対応するように体系的な教育課程を編成している。成績評価の基準についてはシラバスに明示されており、科目ごとに厳密に実施されている。

入学者受け入れの方針は専攻毎の学習成果に対応して定められ、募集要項やホームページに掲載されている。また、入学者受け入れの方針は入学前の学習成果の把握、評価を明確に示しており、本学で学ぶための意識と意欲、専門職としての人間的資質を求める内容となっている。このような入学者受け入れの方針に対応して、指定校推薦、特技推薦、公募制推薦、一般入試、社会人特別入試さらにこども教育専攻ではAO入試と、さまざまな方法によって入学者の選抜を行い、それぞれの入試においてさまざまな観点から選抜できるよう工夫している。

各専攻の教育課程の学習成果は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針にしたがって定められ、それぞれの専攻の目指す専門職で求められる資質に対応して具体的に定められている。

卒業生が、それぞれの就職先においてどのような評価を得ており、本学の教育への評価をどのように下しているか、それぞれの専攻ごとに就職先に調査を行い、その結果を分析して、次年度以降の就職指導の改善に役立てている。

教員は、学習成果の獲得のために、学生の理解の度合いを小テストや模擬試験を頻回に行って把握するほか、学生が学習成果を獲得するために自ら立てた学習計画の履行状況や学習状況に対する自己査定を確認し、学生の意欲と自主性を図り、学生指導の一助としている。また、教員は自らの教育者としての能力を高めることを目指して、FD活動に力を入れている。年に2回学生による授業評価である「授業アンケート」を実施し、学生の評価は専攻ごと、教員ごと、科目ごとに分析され、教員は以後の授業の改善点について「授業アンケート分析報告書」を作成してより学生の満足度の高い授業を目指している。また、すべての専任教員を対象に公開授業を実施している。公開授業実施後には専攻の教員を中心に意見の交換を行い、授業の改善に大いに役立っている。教員は専攻の教育目的・目標の達成状況を学習成果の査定を通して把握し、学生に対して、履修及び卒業に至る指導ができています。

事務職員は、関係部署や専攻の教職員と連携を取りながら、職務を通じて学生の専攻における学習成果を認識し、学習成果の獲得に貢献すべく職務に精励している。また、各専攻の教育目的・目標に関わる業務も多く担当することから各専攻の教育目的・目標の達成状況を把握している。事務職員はSD活動によって職務に必要なとされる能力を向

上させ、学生の履修及び卒業に至る支援を行っている。

図書館の事務職員は、学生が図書館を学習向上のための施設として十分機能するよう指導や環境の整備に配慮しており、学習のための利便性向上を常に心がけている。図書館と PC 教室には学生も自由に使えるパソコンを設置しており、調査や研究に活用されている。また、PC 教室のパソコンは授業でも活用されており、各教員に貸与されているパソコンは教材の作成はもちろん、研究活動や専攻の業務、校務のための業務に利用されている。

学生が学習成果を獲得するために、入学前及び入学後すぐに学生便覧等、学習支援のための印刷物を発行し、学習の動機づけに焦点を合わせた学習方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。また、基礎学力が不足し、学習成果の獲得が困難と思われる場合には各専攻において補講や学習相談を行い学習成果が獲得できるようサポートを行う体制ができています。学習上の悩みに対しては、主に担任が面談によって指導に当たり、学習成果の獲得状況を見ながら担任が学生に声をかけて話を聞いている。また、学習進度の早い学生にも、担任があらたな目標を設定し、意欲を持って学生生活を送れるよう工夫している。

学生の生活支援のために教職員組織として学生部・事業部を設置している。学生部・事業部では学生の生活指導やクラブ活動、白鳳祭などの学園行事、学友会など学生の自治活動の推進を支援している。学内には、学生が生き生きとした学園生活を送るための施設として学生食堂が設置されている。また、留学生と通学困難な日本人学生のための女子学生寮として国際交流会館を学校敷地内に設置している。国際交流会館では入居している留学生と日本人学生が生活習慣の違いを乗り越え、協力しながら、共同生活を送っている。留学生に対しては、生活支援のための生活支援金を全員に支給している他、成績優秀者には白鳳奨学金を支給し、生活支援・学習支援を行っている。学生の日常生活の支援は担任を中心として行っている。学習や健康状態、生活上の問題や経済的問題に至るまで担任が窓口になって相談に乗る。しかしながら、健康上の重要な相談や精神的な不安を抱える学生には保健室で担当職員がカウンセリングに当たっている。

学生事業部では年に2回、学生生活アンケートとマナーアンケートを実施しており、学生生活で守るべきマナーや生活習慣に対して啓発するとともに、学生に学校運営に関する意見を求め、集計された内容は施設や設備の充実、学内規則の改廃、学園行事の改革などに生かされている。

地域貢献活動やボランティア活動に対する学生の意識は高く、各専攻ともに活発な活動を行っている。こども教育専攻・国際人間学専攻では地元王寺町を中心とした地域との交流に重きを置いて活動し、看護学専攻やリハビリテーション学専攻では短期大学での学びを生かした活動を病院や施設あるいはスポーツ事業について行っている。

学習支援や学生指導だけではなく、進路支援についても担任を中心に行っている。専門職や留学生の就職に関しては、担任を中心に専攻の専任教員が主として当たっている。教員採用試験や国家試験への対策・支援も専攻教員が当たっており、模擬試験や小テストを繰り返しながら、学習方法や弱点の指導を行っている。専攻で目指している専門職の就職状況は、卒業生数を求人件数が大幅に上回り、100%の状況を保っている。

学生募集は、渉外入試室が担当している。学生募集要項には入学者受け入れの方針が



明示されている。また、受験生からの問合せや広報活動、入試事務等、入学までの一切の業務を渉外入試室で担当している。入試では指定校推薦入試、特技推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、社会人特別入試、こども教育専攻のみを対象としたAO入試など、多彩で公正な選抜を行っている。また、留学生募集は国内募集を国際人間学専攻が担当し、海外募集を国際部が担当している。外国人留学生募集要項には、留学生受け入れの方針が明示されている。入学手続者には入学前にオリエンテーションを開催し、建学の精神や教育の目的・目標を理解し、目指す専門職になるために入学後どのような学びが必要となるのかを理解させて、学習の動機づけとなるようにしている。入学後も学習、生活支援のためのオリエンテーションを行い、学生生活を円滑に、意欲的にスタートできるように配慮している。

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

#### ■基準Ⅱ-A-1の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では、建学の精神及び教育の目的・目標に基づき、学位授与の根本方針を「豊かな見識の獲得」と「社会の要請に応え得る人材の養成」に置いている。各専攻は、この根本方針に基づき、専攻毎に学位授与の方針を立てている。さらに、学位授与の方針に則って卒業の要件ならびに資格取得の要件を学則第38条および「白鳳女子短期大学 学位規程」「資格取得要件」に定めている。また、学位授与の方針は、それぞれの専攻の学習成果に対応しているが、学習成果を査定するための成績評価の基準を学則第34条および教務内規に定めている。

各専攻の学位授与の方針は以下の通りである。

##### [国際人間学専攻]

- ・日本語を用いて高度なコミュニケーションを図ることができる。
- ・日本文化を含めた異文化に対して強い関心を抱き、理解する姿勢がある。
- ・国際人としての深い教養を有する。

##### [こども教育専攻]

- ・保育者としての使命感、倫理観を有している。
- ・広範な教養や国際的視野を獲得する。
- ・高度な専門的知識を習得し、状況に応じた的確な判断ができる。
- ・保護者や同僚と連携を図るためのコミュニケーション能力を有する。

##### [看護学専攻]

- ・豊かな人間性と人間愛、自他の人権の尊重を基盤とした価値観、コミュニケーション能力、リーダーシップ、規範意識、他者を尊重しつつお互いを高めあう力を有する。
- ・確固とした基礎学力に基づいた専門的知識・技術を持ち、自らそれを継続的に高めていく力をはぐくみ、また、論理的思考力及び創造力も必要とされる力を有する。
- ・国際社会に目を向けた、グローバルな思考力を有する。
- ・専門職業人として地域社会に貢献できる能力を有する。

## 〔リハビリテーション学専攻〕

- ・人間に対する深い思いやりと洞察力を持つ。
- ・専門的で高度な知識・技術を習得する。
- ・チームの一員としての協調性、連帯意識を持つ。
- ・国際社会に目を向けた、グローバルな視点を育成する。

学位授与の方針は、学内において教員研修会で教職員に共有されているが、学生に対しての明示、およびホームページや大学案内での公表にいたっていない。急ぎ、ホームページおよび大学案内に掲載して学外に表明するとともに、学生便覧に掲載して学生への周知を図る必要がある。

本学の学位授与の方針は根本の方針において、「社会の要請に応え得る人材の養成」としていることから、社会性を有することは明らかである。また、やはり根本の方針である「豊かな見識の獲得」の一環として「国際的な視野の獲得」に重きを置き、各専攻の学位授与の方針においてもその方針の重要な一角を占めている。このことから本学の学位授与の方針が国際性も有していることは明らかである。

本学の学位授与の方針は、学習成果に対する査定とともに年度末に各専攻において点検されている。点検の結果は4月の大学協議会で明らかにされ、専攻会議において専攻の全専任教員に共有されている。

**(b) 課題**

学位授与の方針を学外に対し表明することに対する認識が希薄である。教員間で意識を共有することは重要であるが、学生に表明することで、学生は今学んでいることが将来どのようにつながっていくのか、そもそも何のために今の学びがあるのかを理解することになる。また、外部に表明することで本学の教育に対する理解を広めることになると同時に、本学教職員も本学の教育方針に関する客観的認識を持つことができる。

学位授与の方針を再度整備し、学内外への明確な表明を早急にしなければならない。

## 〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。〕

## ■基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

**(a) 現状**

本学の教育課程は、学則第30条に規定されている通り、学位授与の方針に基づいて、教育の目的を達成するために学習成果に対応した、わかりやすい科目を編成し、体系的に教育課程を編成している。成績評価はシラバスに明示された講義概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法、テキスト、準備学習の内容にしたがって厳密に行われている。なお、本学は通信教育の課程を設けていない。

各専攻における教育課程編成・実施の方針は次の通りである。

## 〔国際人間学専攻〕

①日本語力によってレベル別のクラス編成を行い、レベルに応じた授業を行う。また、テキストを使用した授業のほかに会話、作文、読解に重点を置いた科目も設置し4技能を総合的に学べるよう配慮。学生の進路や必要性に応じた日本語力が身につくよう、日本語能力試験対策、留学試験対策、ビジネス日本語、日本語表現など多彩な選択科目を

設置。

②必修科目として「日本事情Ⅰ・Ⅱ」を設置、「日本の伝統芸術Ⅰ・Ⅱ」などの選択科目も履修を推奨し、日本文化の理解を深める。また、日本文化以外の異文化理解を深める選択教科も設定し、学生の興味や進路選択に応じた理解を深められるようにする。

③必修科目「人間学研究」を通じて、日本の社会的慣習やルールを理解し、日本での生活における社会性を培う。

④各種のボランティア活動、地域のイベント、小中高校での母国紹介講義を行い、多様な人々との交流を通じて自己及び母国を客観的に捉えることを学ぶ。

[こども教育専攻]

学位授与の方針に則り、以下の4つの目的のいずれかに沿って体系的に教育課程を編成している。

①職業的使命感を培う（教師論、教育学概論、保育原理など）

②専門的知識と状況判断力を身につける（保育内容、保育実習、幼稚園実習など）

③コミュニケーション能力を高める（国語、英語など）

④社会人として相応しい見識と豊かな人間性を養う（海外研修、人間学研究Ⅰ～Ⅳなど）

[看護学専攻]

学位授与の方針に則り、以下の4つの目的のいずれかに沿って体系的に教育課程を編成している。

①人間力を高める（人間学研究）

②高度な専門的知識と論理的思考を学ぶ（専門教育各科目、看護学研究など）

③グローバルな視野を獲得する（基礎教育各科目、海外研修など）

④社会貢献への意識をもつ（臨地実習および人間学研究）

[リハビリテーション学専攻]

教育課程は、基礎教育科目・専門基礎教育科目・専門教育科目に大別し、構成する。教育課程は、教育の目的・目標に基づき、人間に関心を寄せ、人間関係を基盤に理学療法に関する知識、技術、態度を修得し、保健・医療・福祉に貢献できる理学療法士の育成を目指すだけでなく、人間性に根ざした実践能力を養うことを目指している。

基礎教育科目は、人間理解のための科学として位置づけた。理学療法は、人間を対象とするゆえ人間理解のあり方が医療の質を左右する。また、理学療法の対象としての人間理解は、人間の側面のつなぎ合わせにとどまらず、むしろ社会的存在としての人間、つまり人間の行動の存在・意味を知り生活している人の理解に発展する。

専門基礎教育科目は、人間の健康に関する科学として位置づけた。解剖学・生理学・運動学を基盤に、人体の仕組みと機能を学ぶ。そして、健康障害を持つ人の理解のために基礎疾患論Ⅰ～Ⅳを中心に、ライフサイクルの段階でしばしば遭遇する疾患を取り上げ、疾病の成り立ちと回復の促進について学ぶ。また、人間の心身の健康とは何か、心の発達と心の働きを学ぶ。現在の保健・医療・福祉の現状と課題を学び、健康に関する諸問題を解決する能力を高める。

専門教育科目は、理学療法実践の科学として位置づけた。人々の健康の保持、増進、回復の援助を行う能力を高める。基礎理学療法学では、理学療法の機能と役割を理解する。理学療法の手段として用いる方法を学び、実践方法を習得する。理学療法評価学は、対象者の問題点を導き出す手がかりとなるものであり、十分な時間を想定した。理学療法治療学は各領域の対象者に応じた理学療法の実践を体系化した。

各専攻の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。こども教育専攻では、短期大学設置基準はもちろん、指定保育士養成施設指定基準および幼稚園教諭の教職課程および小学校教諭の教職課程に関する教職課程認定基準に基づき、研究業績、実務経験ともに相応しいと認定された教員を配置している。同様に、看護学専攻では短期大学設置基準のほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づき、能力、実務経験と研究業績を考慮した適正な教員配置である。リハビリテーション学専攻においても短期大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づいた能力、実務経験および研究業績を考慮した適正な教員配置を行っている。国際人間学専攻では留学生への日本語指導に当たる教員は、日本語指導の経験と研究業績を鑑み、またその他の科目についても成績評価をするに十分な能力、見識と研究業績を有する教員を配置している。なお、資格・業績に基づく教員の採用基準は「白鳳女子短期大学 教員新任昇任選考規程」に定められている。

各専攻の教育課程は、教育の目的・目標、学位授与の方針および入学者確保の方針とともに、年度ごとに専攻会議で協議され、その結果は教務委員会、大学協議会を経て教授会で諮られる。教育課程を常に見直すことは、学生と社会のニーズに応えるためには必要不可欠なことと認識しており、ひいては、本学の教育の質を保証することにもつながっている。

## (b) 課題

豊かな人間性を涵養するためには、豊富な教養科目を設け、自由な選択を保障することが必要とされるが、国際人間学専攻では、教養科目 9 単位と日本語と日本文化に関する専門科目 15 単位は必修である。専門基礎教育科目はすべてが自由選択科目であり、他専攻の授業も選択できるが、こども教育専攻は保育士資格・幼稚園教諭 2 種免許の取得が必須となっており、希望者は小学校教諭 2 種免許も取得できるカリキュラムになっていることから、自由に選択できる科目が非常に少ない。また、看護学専攻とリハビリテーション学専攻においても国家試験受験資格を取得するために、指導要領によって授業科目が決まっているため、これも選択の余地が少ない。そのため、人間性を涵養し、教養を身につけるための科目として人間学研究を設置しているが、授業内容の更なる充実が望まれる。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

### ■基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

#### (a) 現状

各専攻とも、以下の通り、各専攻の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を定め、入試ガイド(募集要項)やホームページに掲載している。

[国際人間学専攻]

- ①日本と日本文化に強い関心を持ち意欲をもって学習できる。
- ②異なる言語や文化背景を持つ者とのコミュニケーションに積極的に取り組める。
- ③自主的な学習と自律的な生活が出来る。
- ④母国と母国の文化に誇りを持ち、日本と母国の架け橋となることを願う。

## 〔こども教育専攻〕

- ①保育・教育に関心があり、学ぶ意欲と向上心を持つ。
- ②地域や社会の一員として貢献しようとする意識を持つ。
- ③良心に従い、温かい思いやりと心もち他人との円滑な交流を好んで出来る。
- ④目標に向けて根気強く努力することが出来る。

## 〔看護学専攻〕

- ①人々の健康を支えるという側面から問題意識を持ち、看護の実践に取り組む意欲を持つ。
- ②相手を思いやり物事の本質を捉え、外界の刺激を感じることができる。
- ③物事に対し確かな考えや意見を持っている。
- ④確かな学力を有している。
- ⑤柔軟な発想と論理的思考力の基礎となる学力を有し、学ぶ面白さを見出せる。

## 〔リハビリテーション学専攻〕

- ①人に関心を持ち、セラピストの仕事に魅力を感じることが出来る。
- ②コミュニケーションや協調性に対する基礎的な能力を有する。
- ③困難に立ち向かう力があり、意欲的に根気強く学び続けることが出来る。
- ④計画性があり、健康面に対しても自己管理が出来る。

各専攻ともに、入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握、評価を明確に示しており、本学で学ぶための意識と意欲、専門職として問われる人間的資質を求めるものとなっている。高等学校等での教育課程に基づいた基礎的な学力も重要ではあるが、人間力を重視する本学の姿勢が現れた方針となっている。

このような入学者受け入れの方針に対応して、本学ではさまざまな方法によって入学者の選抜を行っている。看護学専攻・リハビリテーション学専攻・こども教育専攻に共通する制度として、指定校推薦、公募制推薦入試および一般入試の制度と、特技推薦入試の制度を設けている。公募制推薦入試では国語・英語・数学の3教科による基礎教養試験で基礎的な学力のみを問い、面接試験との併用で総合的な人間力を問うている。一般入試では基礎教養試験に比べやや出題難度を上げた基礎学力試験を実施し、やはり面接試験との併用で人間力を問う試験を実施している。指定校推薦入試、特技推薦入試では高等学校での活動に重点を置いた観点で資質を判断している。こども教育専攻ではAO入試も導入している。希望者の本学への入学意欲と保育職に対する意欲に重点を置いた入試であり、他の入試方法とは異なった個性を持つ学生を確保する役割を担っている。国際人間学専攻に入学する留学生に対しては国内で実施する日本語学校に対する指定校推薦入試と一般入試の他、海外居住者を対象に国外でも入試を行っている。

**(b) 課題**

人間性を重視した選抜方針を採っているものの、国家試験や免許・資格の取得の必要性を考え合わせると基礎学力を問う必要性は否定できない。高校生一般の基礎学力の低下が叫ばれている近年では、特に一定の学力を備えかつ、専門職として相応しい人間的資質を持つ学生の確保は容易ではない。入試方法は今後も改善し、入学者確保の方針に相応しい学生の確保がより一層重要である。

また、留学生は中国・韓国からの留学生が激減し、定員の確保が難しい状況が続いている入学者状況について、さらに工夫が必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

各専攻の教育課程の学習成果にはそれぞれ以下の通り、具体性がある。

[国際人間学専攻]

- ・豊富な日本語関係科目を学んで評価を受け、日本語能力試験 2 級(N2)以上への合格を果たす。
- ・日本の現代文化や伝統文化を学んで日本文化を理解するとともに、さらにさまざまな異文化を学んで世界の多様性を理解する。
- ・自己理解と他者理解を通じて自己の人間性を高める。
- ・異文化理解と他者理解を通じて、母国と母国の文化に対する客観的視点を獲得する。

[こども教育専攻]

学位授与の方針に沿い、教育の目標を達成するために以下の観点で学習成果を査定する。

- ①定期試験またはレポートによる成績評価
- ②保育・教育の資格に関する科目については授業ごとの小テストによる習得度の把握とフォロー学習
- ③ボランティア活動、実践保育活動への参加状況
- ④「やる気満足度シート」を活用した学習状況の自己評価と目標の自己設定による自主性の評価

以上の観点により、専門的知識や教養知識の習得度を把握し、ボランティア活動や実践活動への参加で保育者としての使命感・倫理観を測ることができると同時にコミュニケーション能力も問われる。また、「やる気満足度シート」で自己評価を日常的に行うことで自主性と専門職に対する意欲を測ることができる。

[看護学専攻]

学位授与の方針により、看護職としての学習成果を以下の観点で査定する。

- ①人間愛と他者尊重の精神で自己抑制が出来るか。また、他者とのコミュニケーションやリーダーシップ、規範意識も重要な評価基準となる。
- ②確実な専門的知識と技術が身についているか。また、それに基づいた論理的思考や想像的な思考が出来るか。
- ③グローバルな視野を獲得し、多様な価値観や個性を認めることが出来るか。
- ④地域社会における看護の重要性を認識し、社会貢献に対する十分な認識を獲得できているか。

[リハビリテーション学専攻]

学位授与の方針により、専門的知識・技術の修得に関する学習成果は、基本的には定期試験、課題レポート、受講態度などを判断材料として測定している。また実習科目（臨床実習Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ）の場合は、デイリーノートや症例レポート、課題レポートの記述内

容、実習指導者・学内実習担当教員による評価票が量的・質的にデータとして測定される。なお、実習においては専門的知識・技術だけではなく、患者に対する思いやりや洞察力、医師・看護師・他のセラピストとの連携による協調性も評価の観点となる。3年次の「総合演習」では理学療法士としての資質と能力を総合的に審査し、理学療法士となるにふさわしい知識・技術と人間性を有しているかを評価の観点としている。

これらの学習成果は教育課程に即したものであり、達成可能である。また、教育課程で定められた期間内で獲得可能である。

また、これらの学習成果は専門職としてその役割を果たすために必要な実際の価値を有するものであり、留学生の場合も卒業後の進路の確保やさらに国際人として大きく羽ばたくために必要な価値を有するものである。

さらに、これらの学習成果は成績評価としての測定はもちろんのこと、免許・資格の取得や国家試験の合格、検定試験目標等級への合格、日本語能力試験の目標等級への合格によって測定される。

## (b) 課題

学習成果の査定において、量的データによる査定に比重が置かれている。評価者の主観による恣意的な判断を可能な限り廃することが目的であるが、一方で量的データに直すことが困難な観点も多々あることから、質的データの客観性を高めるために、複数の評価者による評価や観点とその評価基準を厳密に定めて客観性の確保に努めるといった努力が必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

### ■基準Ⅱ-A-5の自己点検・評価

#### (a) 現状

こども教育専攻においては、毎年卒業生の就職先の幼稚園・保育園・施設にアンケートを実施し、卒業生自身への評価と本学の教育に対する要望を聴取している。

また、看護学専攻とリハビリテーション学専攻では、実習の依頼を兼ねて就職先を訪問し、卒業生に対する評価を聞き取り調査する。

国際人間学専攻では、卒業後、就職先を教員が訪問し、卒業生の状況を聞き取り調査するとともに、卒業生自身に対しても仕事に対する満足度や本学の学びに対する意見をアンケート調査する。

各専攻とも調査した内容はとりまとめて専攻で共有し、分析した内容を大学協議会で報告する。分析した結果はあらためて、改革改善事項として大学協議会で報告され、次年度の教育目標の修正や、教育活動の改善に用いられる。

#### (b) 課題

調査項目をさらに精査し、分析の精度を上げて、さらに教育活動の改革改善に生かすことができるよう、専攻に一任している調査内容と分析を大学全体としての取り組みにするための組織の立ち上げが必要である。

## ■テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、内容を各学科によって系統的に整理し、ホームページ、大学案内、入試ガイド、学生便覧に掲載し、学内に対する意識統一、学外に対する教育方針の表明を積極的に行う必要がある。早急な対策が必要とされるため、平成 27 年度中に対策を講じる。

各専攻の教育課程は学習の成果に対応しているが、常に見直しを行い、学習内容の進化に対応するものでなければならない。最善の教育課程を常に目指して、より積極的な教育課程の見直しを毎年行う体制を明確にしなければならない。同様に、入試方法の改善もより基礎学力を有し、かつ、専門職に対する強い意欲を持つ入学者をより多く確保することができるよう、毎年見直しをする体制を明確にすべきである。また、留学生の入学者確保も喫緊の課題であり、安定的に確保するための方策を早急に確立しなければならない。

学習成果の査定は PDCA サイクルの要をなすが、質的データの査定について学内のコンセンサスを得られる統一した基準を作っていけるよう、充実した論議が必要である。各専攻で調査する卒業生に対する評価も全学的な基準と取り組みについて検討する必要がある。

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

### ■基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

#### (a) 現状

教員は、各専攻で目指す学習成果を獲得するために、頻回に行われる小テストや学生が自己評価する「学習状況報告書」等によって学習状況を適切に把握し、学位授与の方針に対応した成績評価基準により、学習成果を評価している。成績評価は学生が人間性の豊かさを獲得したと評価できるか、社会で必要とされる専門職としての能力や社会人としての素養を獲得したと評価できるかが基準となる。さらに、その観点から成績評価基準を科目ごとに設定し、シラバスに明記している。学位授与の方針に沿った教育課程を編成しており、個々の科目の教育課程の中での位置づけはカリキュラムマップにおいて明らかにしている。各専攻において、学習成果の評価とその状況把握については次のように行っている。

国際人間学専攻では、日本社会の中で支障なく生活をしていくことができるレベルである日本語能力試験 2 級 (N2) 以上を取得することを日本語能力の学習成果としており、能力試験の合格及び小テストや模擬試験での成績を学習成果として評価している。また、日本語関係科目は豊富に設置しており日本語能力試験の出題内容だけでなく、多面的な能力を測り、学習成果として評価している。異文化理解に関しては日本の現代文化や伝統文化さらに英語圏を中心としたさまざまな異文化について学ぶ科目を設定し理解の度合いを評価している。さらに本学独自の教養科目である「人間学研究」やさまざまなボランティア活動、地域交流を通じて獲得した国際人としての教養の獲得を学習成果として評価している。



こども教育専攻では、学位授与の方針として定めた「保育者としての使命感と倫理観」「国際的視野」「専門的知識」「コミュニケーション能力」の獲得を目指して、教育課程を編成し、科目を設定しており、定期試験またはレポートの成績によって学習成果を評価するのはもちろん、特に免許・資格に関する科目では授業ごとの小テストによって習得度を把握し、必要があればフォロー学習をしている。ボランティア活動や地域貢献活動への参加状況も学習成果の重要な要素である。学生個々の学習は「やる気満足度シート」に記入され、学習状況に対する自己評価を行い、目標を自己設定することで自主性を評価対象として査定している。

看護学専攻では、「人間力」「知的能力・臨床実践能力」「国際的視野」「社会貢献」という学位授与の方針に基づき、学習成果として①自己抑制・コミュニケーション力・リーダーシップ・規範意識②専門知識と技術・論理的思考・想像的思考③グローバルな視野④社会貢献の認識がそれぞれ得ることができたかを評価の対象とし、定期考査や小テスト、レポートを初めとした客観データでの把握に加え、学習計画とその履行状況と反省・満足度等を記入する「学習状況報告書」を学生が自主的に記入し、それを担任が確認・指導することで学習成果の状況を適切に把握している。

リハビリテーション学専攻では、学習成果は基本的には定期試験、課題レポート、受講態度などを判断材料として測定している。また実習科目（臨床実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の場合は、デイリーノートや症例レポート、課題レポートの記述内容、実習指導者・学内実習担当教員による評価票が量的・質的にデータとして測定される。それらの結果は「単位修得証明書」に、個々の科目の成績として記録され、また、「単位修得証明書」は学期ごとに学生と保護者に通知し、学習成果の確認と今後の目標設定をするように指導し、学習への動機づけとして活用している。3年次の「総合演習」では理学療法士としての資質と能力を筆記試験や実技試験を持って、最終的に審査し、専攻会議において、理学療法士国家試験の受験申請を判断する仕組みとなっている。

教員は専任・非常勤の別なく、前期・後期の各1回、学生による授業評価を受けている。授業評価の結果は教務部によって専攻毎あるいは教員個人別に集計、分析され、教務部長から学長、副学長および各専攻長に通知される。専攻長はそれぞれの専攻としての全体結果を把握するとともに、1つ1つの科目に関する、クラスごとの個々の教員の評価を把握し、各教員にそれぞれの授業科目、クラスごとの評価を傳達する。評価の思わしくない科目を有する教員は、その授業評価を受けて「授業アンケート分析報告書」に評価結果に対する自己分析と授業の改善点を記し、専攻長に提出する。さらに専攻長は教務部長を通じて学長・副学長に報告している。また、教務部長はそれぞれの専攻毎の授業評価をまとめた上で、前年度と比較し、傾向を分析し、大学協議会及び教授会で報告している。専攻会議では、各教員の授業評価及び専攻全体での授業評価を受け、授業内容について授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員はFD活動を通じて、授業・教育方法の改善を行っている。全ての専攻において、前期・後期それぞれ1回公開授業の実施を義務付けており、実施後にはFD研修会として専攻毎に全ての専任教員が参加して、意見交換を活発に行っている。また、全ての授業は原則として常時公開されており、授業担当者に断った上で随時参観し、意見を述べることができる。専攻毎のFD活動の成果は年2回、全ての専任教員が参加して実施す

る FD 研修会において披瀝され、その成果が全専任教員に共有されている。

教員は、定期試験などの成績評価、授業アンケートの結果、各種資格試験・検定試験の成果によって授業ごとの教育目的・目標の達成状況を把握しているが、専攻毎の教育目的・目標の達成状況は毎月の専攻会議において把握・評価される。さらにその状況は大学協議会において、毎月報告され、全体の理解を得ている。

学生に対する履修及び資格取得や卒業にいたる指導は主として学級担任である教員が行う。担任は必要に応じて、専攻の主任または専攻長に指導を仰ぎながら、授業担当者を初めとした教職員と情報交換を行って、学習成果の状況を正確に把握し、履修がスムーズに進み、卒業に至るよう適切に指導している。

事務職員は、常に教員と密接な連携を図ることで、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務局事務職員は学納金や奨学金の受付、各種証明書の発行などの業務、あるいは専攻業務の補助を通じて、教務部事務職員は成績管理や時間割管理を通じて、学習成果を認識している。また、渉外入試室事務職員は入学者の学習成果を把握することにより、入試方法の改善を行っている。事務職員はこれらの職務を通じて教員と連携を取りながら、学習成果に貢献している。

事務職員はそれぞれの担当部署において、各専攻の教育目的・目標に関わる業務を担当している。また、各種委員会の多くには事務職員も参加し、教員と連携をとることで教育の目的・目標の達成状況を把握している。事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。OJT や管理職による日頃の業務改善指導によって、常に業務改善に心がけるとともに、年 1 回の SD 研修会では担当部署ごとに業務上の課題とその改善方法について協議し、さらに意欲を持って職務に精励できる体制を作っている。SD 活動を通じて、学生支援におけるそれぞれの職務の重要性を認識し、学生支援のための職務の充実に役立っている。

事務職員は、教務部長、情報部長、学生・事業部長等の関係教員と一体となって、専攻長を初めとした専攻の教員と連携しながら履修及び卒業に至る支援を行っている。履修や出席に関する諸届出、成績評価や免許・資格の申請に関する届出、通学や各種の申請に必要な証明書類の発行といった諸手続きやその指導を通じて学生支援を行っている。

教職員は、各専攻の学習成果の獲得に向けて以下の通り、施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

図書館の事務職員は、新入生オリエンテーションの際に全ての新入生に対し、図書館の利用方法や蔵書検索方法を指導し、図書館を利用した学習活動の推進に努めている。また、図書館を学生の学習向上のために利用するよう、「図書館利用規程」が定められており、図書等の資料の閲覧と貸出の他、利用者が求める情報について、図書館職員が直接援助するレファレンスサービスやコピーサービスなど、学生の学習の便宜を図るための援助を行っている。

図書館には、学生が開館時間内に自由に使えるパソコンとプリンターを備え、学生の研究や調査、学習に利用されている。また、PC 教室内のパソコンは、情報部長に申請の上で学生も授業時間外であっても利用することができる。また、この利用を促進するために、「パソコン教室利用規程」が定められ、学生便覧に掲載されている。

教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。学生は、レポート作成や研究活動のためにパソコンを利用したり、教員がパワーポイントなどのソフトを使用した授業を行うなど、コンピュータを授業に活用する機会が多い。また、時間割作成や履修登録、成績管理などを行う教務システムや、各種の事務処理のためのシステムを通じて学校運営にも活用している。

教職員は、「パソコン教室利用規程」に基づき、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。学生は規程に基づき情報部長に申請することで当該年度における PC 教室内のパソコンを自由に利用することができる。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、主に日常の業務を通じてコンピュータ利用技術の向上を図っている。多くの教員がパワーポイント等のソフトを利用して授業を行っており、全ての専任教職員に大学からパソコンが貸与されている。学内の連絡は学内 LAN により、主に電子メールを利用して行われており、各種の規定や議事録、各種の資料はパソコンを用いて自由に閲覧できるようになっている。コンピュータ利用における技術的支援は情報部職員により、個別の求めに応じて行われている。

#### (b) 課題

教員は FD 研修を通じて授業改善を図っているが、FD 研修を通じて改善した内容について、その経過をまとめ研究紀要等に公表する活動を推進すべきである。公表することによって、さまざまな意見が寄せられ、改善がさらに前進することが期待されるからである。

教員の FD 活動に比べ、事務職員の SD 活動は研修会というまとまった形では頻度が劣る。FD 研修との合同を含め、研修機会の増加に向けて検討すべきである。

教員・学生に対する情報部のサポート体制が十分とはいえない。また、規程はあるものの、学生の学内 LAN を使った学習及び研究活動はまだ多いとはいえない。学生への啓発を含めた取り組みを考慮すべきである。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

#### ■基準Ⅱ-B-2の自己点検・評価

##### (a) 現状

国際人間学専攻を除き、本学への入学が決まった者を対象として、推薦入試合格者には 12 月、一般入試合格者には 2 月に入学オリエンテーションを実施している。そこでは、学長から建学の精神や本学の教育理念について講話があるだけでなく、専攻ごとに目指す専門職に求められる資質・能力について、学位授与の方針に基づいて説明があり、入学後の学習の動機づけとなるよう配慮している。また、入学後は全ての専攻において 3 日間の新生オリエンテーション期間が設けられ、学則をはじめとした学生生活上のルールや心得に併せ、学習の方法やカリキュラム及び科目選択について、教育課程の編成・実施の方針に基づいて編集されたカリキュラムマップに従ってガイダンスを行っている。また、履修登録までの 1 週間を科目ごとにシラバスに従って学習の方法や到達目標、必要となる学習の準備について説明する期間としており、一人ひとりの学生が学習の目的・目標を理解しながら、意欲を持って学習成果を上げることができるよう工夫を

している。また、その理解が進むよう、学生便覧に各専攻の教育の目的を示し、カリキュラム及び、免許取得や国家試験受験資格の取得に向けて必要となる学習成果に関して掲載している。また、専攻ごとに日々の学習に求められる姿勢や学習準備と学習成果について資料を作成して説明に充てている。さらに、入学後は担任が、一人ひとりと面談を行い、学生生活や学習活動に関する不安を払拭し、意欲を持って学習に専念できるよう指導を行っている。

国際人間学専攻では、まず来日オリエンテーションを行い、入学後は日本での生活に関するオリエンテーションを含め、学習方法に関するガイダンスをそれぞれの日本語能力に応じて行っている。担任による個人面談も他専攻と同様の形で行っている。

学習が進むにつれ、いずれの専攻においても、基礎学力が不足している、あるいは学習成果が思うように得られない学生に対し、補習授業を行っている。こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻では免許・資格に関する科目に関しては全ての科目で小テストを実施し、理解不足と思われる学生に対しては補習あるいは自己学習のうえで再テストを行い、一定の水準以上の理解が得られたと認められるまで、それを繰り返す。また、「学習状況報告書」や小テストなどの確認テストの結果を総合的に判断し、十分な学習習慣がついていないと判断した場合には、授業終了後も居残り学習を指示し、適切な学習計画と学習習慣が身に着くよう指導を行う。また、その指導の中で、担任は学習上の悩みについても耳を傾け、必要なアドバイスをすることで学習へのモチベーションが低下しないよう、留意している。国際人間学専攻では、主として日本語能力の獲得のために小テストを頻繁に実施し、他専攻と同様に基礎学力が不足する学生に対し補習を行い、状況に応じた課題を設定して学力向上に努めている。また、学習上、学生生活上の悩みに関する相談には一人ひとりの学生に対し、他専攻以上の時間を割いて対応している。

反対に学習進度の速い学生、優秀な学生に対しては、他の学生に一步先んじた学習に取り組むよう促している。こども教育専攻では、1年次には漢字検定3級を、2年次には秘書検定2級を全員が取得することを学習成果としているが、学習進度の速い学生、優秀な学生には、さらに上級を、また1年生には希望によって文章検定の級も受験するように促している。看護学専攻及びリハビリテーション学専攻では卒業後の専攻科進学を含めた進路の検討を促し、現在の学習成果に満足せず、さらに自分自身の進路に向け、学習に意欲を持って取り組めるよう留意している。国際人間学専攻では日本語に関する授業を日本語力に応じて3段階に分けて実施しており、優秀な学生に関してはさらに上級のクラスでの学習を促している。特に優秀な学生は日本語教師養成のための科目を選択し、日本語力を一層高めるよう指導している。

留学生の受け入れは、主に国際人間学専攻で行っているが、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻でも国際人間学専攻の卒業生を中心として、留学生を受け入れることがある（現在も看護学専攻に1名在籍）。国際人間学専攻以外で留学生を受け入れた場合は、国際交流センターと連携を取りながら、留学生の担当教員を1名付け、学習上・生活上の支援を行う。また、国際人間学専攻以外の学生を対象として、米国ユタ州への海外研修を行っている。海外研修はそれぞれの専門分野において日本とは異なる海外での事情や考え方、方法について学び、広く国際的視野を獲得することを目

的としている。研修はユタ州プロボ市周辺で約2週間、全て一般家庭でのホームステイをしながら毎年3月の後期終了後に行っている。

なお、本学では通信課程を設置していない。

## (b) 課題

学生便覧において、各専攻の教育の目的は明示してあるが、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針の明示をする必要がある。また、専攻ごとの教育の目的・目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針や学習の成果とその査定、カリキュラムマップ等を専攻ごとにまとめた新生用の印刷物を用意し、学生一人ひとりが学ぶべき目標を明確にし、意欲と目的意識を持って学習に取り組めるよう工夫すべきである。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

### ■基準Ⅱ-B-3の自己点検・評価

#### (a) 現状

学生の生活支援については教職員組織としては学生・事業部が主としてその役割を担っている。学生・事業部は学生生活に関する指導と相談及び、クラブ活動、学園行事を所管しており、学友会に対する指導・助言にもあたっている。学生の指導に関する組織として、学生指導委員会がある。学生指導委員会は学生の問題行動に対する指導、学習上や精神的な悩みを抱えた学生の指導、学費の滞納が続く学生への指導などの学生の指導方針について協議し、学内のコンセンサスを得るための機関であり、学長を議長として、副学長、学生・事業部長、教務部長、事務部長および各専攻長を委員とし、保健室を管理する学生・事業部所属の事務職員がオブザーバー参加している。

クラブ活動は「部活動規程」によって部として承認されたものが4団体（バレーボール、バスケットボール、陸上競技、吹奏楽）、サークルとして承認されたものが5団体（テニス、バドミントン、軽音楽、日本舞踊、華道）活動を行っており、体育系クラブは近畿短期大学総合体育大会、文化系クラブは学園祭に出演するなどの活動をしている。部・サークルはその代表者が部活動委員会を組織し、部員の登録や、活動場所・活動日の調整を行うほか、短期大学に対する要望をまとめ、委員会にオブザーバー参加している学生・事業部長を通じて、願い出るなどの活動をしている。学園祭である白鳳祭には「白鳳祭実行委員会」が学友会の外郭団体として組織される。白鳳祭実行委員会は毎年4月に学友会によって委員が募集され、自主的に集まった委員から委員長と副委員長が選任され、学生・事業部長を顧問として組織される。白鳳祭実行委員会は毎年10月に実施する白鳳祭の企画・運営を担っている。学友会は学生自治の中心組織として、委員を各専攻及び専攻科のすべての学級から1名が代表として選任され、学生に対するマナー啓発運動やボランティア活動の呼び掛け、白鳳祭への協力を活動として行っている。

本学には、学生のための施設として170席を有する学生食堂があり、昼食時の利用はもちろん、学生が自由に歓談するための場として重要な役割を果たしている。晴天時には、屋外に設置しているベンチなどを利用することができるが、食堂以外で昼食をとったり、歓談したりする場所を設置しておらず、校舎内にはユーティリティスペースが不

足しているため、昼食時には、一部の教室を開放して、昼食場所としている。また、学校周辺や最寄駅周辺にコンビニエンスストアやスーパーマーケットなど商業施設が多くあるため、学内に売店は設置していない。食堂内に飲料の自動販売機3基とパン・菓子の自動販売機1基、それに校舎内に飲料の自動販売機2基を置くのみで文房具などの販売は行っていない。また、クラブ活動のための部室やミーティングなどを行う専用施設は設置していない。

学校敷地内に女子学生寮を設置している。国際交流会館と称し、本来は国際人間学専攻に入学してきた留学生が日本の生活に慣れるまでの1年間を過ごすための学生寮であるが、国際人間学専攻の定員削減と入学者の減少に伴って、留学生の入居者が減少し、国際人間学専攻以外の学生にも、希望があれば、空室の範囲内で入居を許可している。居室は管理人のための居室を除いて54室あり、平成27年5月1日時点で、留学生が21名、日本人学生が19名入居している。なお、空室の範囲内で、実習や定期試験、国家試験に備えた短期入居も許可している。本学では、平成27年度からリハビリテーション学専攻及び専攻科リハビリテーション学専攻を男女共学とする予定であるが、国際交流会館は女子学生寮であるため、男子学生のための寮がない。現時点で、寮への入居希望者はいないが、今後検討すべき課題である。

本学はJR・近鉄王寺駅から徒歩20分、近鉄大輪田駅から徒歩15分、王寺駅から10分から15分間隔で発車している奈良交通の路線バスで5分という交通至便な地にあるため、ほとんどの学生が公共の交通機関を使って通学している。自転車、バイクを使っている通学者もあり、駐輪場も設置しているが学生の1割程度に過ぎず、駐車スペースには現在余裕がある。なお、学生の自動車通学は禁止しているため、学生用の駐車場は設けていないが、学生用駐車場を設置して、自動車通学を許可すべきという意見も学内にあり、検討課題である。

奨学金を希望する学生に対して、日本学生支援機構の奨学金のほか、民間の学資ローンを紹介している。留学生に対する奨学金以外は学校独自の奨学金制度は設けていない。留学生に対しては、1年生入学時に全員に生活支援金100,000円を支給するほか、成績優秀な留学生に対し、白鳳奨学金として月30,000円を支給している。また、経済的な事由により就学が困難な学生に対しては、学納金の納付期限の延期や減免の措置を設けている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングは、学級担任が主体となって行う。担任は、原則として学生との面談を4月と10月の年2回実施しており、学生の学習上の悩みや、生活上の悩み、経済的な問題に至るまで相談に乗る体制を整えている。なお、面談の時期と回数は専攻、学年によって実習等の事情により、変更されることがあり、学生の様子から必要ありと判断して臨時で実施することも多々ある。さらに、保健室に養護教諭の資格を持ち、実際に養護教諭として中学校、高等学校での長い勤務歴をもつ学生事業部所属の職員を常駐させており、学生の健康管理はもちろん、学生のメンタルヘルスケアと悩みを持つ学生のカウンセリングを行っている。また、担任や保健室職員が把握した悩みを持つ学生の情報は、それが不登校や退学の希望、あるいは問題行動につながる恐れがあると判断された場合には、前述の学生指導委員会で指導方法について協議され、情報の共有がなされる。

学生生活に関して、学生・事業部では年に2回（6月、12月）学生生活アンケートとマナーアンケートを実施している。前者は学生の学習状況や通学時間・睡眠時間・アルバイトの状況などの生活状況を調査するもので、学校に対する要望事項も調査項目に入れている。マナーアンケートは学生として行うべきマナーの状況を自分自身や周囲の学生ができているかを自己点検するためのアンケートで、啓発的な意味合いが強い。この2つのアンケートは実施後、学生・事業部所属の職員によって集計・分析され、大学協議会及び教授会において報告される。特に、学生生活アンケートの回答内容に対して、集計・分析した結果を大学協議会で検討し、改善が必要という結論が出た場合には速やかに改善されている。また、学友会や白鳳祭実行委員会では学生・事業部長が顧問として、幹部学生と随時話し合いの機会を設け、要望について大学協議会や教授会で検討している。

留学生の学習については担任を中心に、国際人間学専攻の専任教員が、学習成果の獲得状況を確認し、目標に達していない場合には補習を行い、学習進度が速く予定よりも早期での目標達成が可能と思われる学生には日本語学習クラスのレベルを上げて、より深い日本語学習に取り組めるようにしている。また、生活の支援には国際人間学の専任教員と寮生活のサポートを行う寮務部職員からなる国際交流センター職員が担当している。国際交流センター職員は留学生が日本での生活に習熟するための指導や、入国管理法などの法令および学則などの学内規則に対する順守状況の確認、経済事情も含めた生活相談を行い、留学生が本学での学習を学位授与の方針に沿って進められるよう、支援を行っている。

本学では、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻において社会人入試を行っており、専攻による違いはあるが、各専攻に社会人学生が入学している。また、国際人間学専攻では元来、社会人経験のある留学生も珍しくない。社会人学生に対して特別の支援は行っていないが、特に年齢の高い入学者は学習で躓くことも多く、学習理解の状態は常に担任が留意し、若い学生よりも早い段階から学習フォローに入るよう留意している。

本学は、外部から校舎内にどの階にも入れるようになっており、エレベーターも1基備えている。障がい者用手洗いは2階と4階に設置しており、平成10年には障がい者や高齢者に優しい施設として奈良県より、「住みよい福祉のまちづくり施設賞」も受けている。しかし、近年では障がい者のための新たな校舎整備は行っておらず、設備更新が必要である。

本学では、平成27年4月時点で長期履修制度を設けていない。社会人にとって就学しやすい環境を作るために検討すべき課題である。

学生の地域貢献活動やボランティア活動は積極的に支援し、評価している。国際人間学専攻では、国際交流や地域貢献のための活動やボランティア活動についての情報は国際交流センターを通じて留学生に提供している。留学生が実施した活動については学生の報告により評価し、科目「ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」において成績評価としている。こども教育専攻では、地元王寺町の母子支援活動や地域交流行事に学生が積極的に参加し、母子支援活動は必修単位である「保育教職実践演習」の実践活動の一部として全員が参加し、成績評価の対象としている他、多くの保育園・幼稚園にボランティアとして、

劇や人形劇、紙芝居、読み聞かせなどの実践を行い、卒業研究のための実践活動の一部として評価対象にしている。看護学専攻では、社会貢献を学位授与の方針としており、実習関連施設や周辺地域の介護老人保健施設や在宅介護施設、精神障害者社会復帰施設等が入所者を対象に行う夏祭りなどの行事に学生がボランティア参加している。また、リハビリテーション学専攻では、奈良市で行われている奈良マラソンの参加者が故障した際のケアを行うことでボランティア参加している他、近隣高等学校の要請で運動部員に対してパフォーマンスを向上させるための身体のケアの方法を教える取り組みをしている。また、看護と同様に介護老人保健施設や児童福祉施設でのイベントに積極的に参加している。看護学専攻、リハビリテーション専攻ではこれらのボランティア活動を直接何らかの成績に反映させる方法はとっていないが、専門職に対する適性として評価対象にしている。なお、学友会では外部から呼びかけがあったボランティア活動に対する参加者の募集を行っている他、王寺町で実施を呼び掛けている地域清掃活動には毎月、参加者を募って参加している。また、学友会役員を中心に、学内の清掃活動もボランティアとして行っている。

## (b) 課題

学生の自治活動に対する自主的参加者が年々減少しており、自ら学友会役員や白鳳祭実行委員に名乗りを上げる者は非常に少なくなっている。学友会が主催する学生の自由参加行事に対する参加者も少なく、学生が自主性を発揮できる環境を整備するにはどのような体制が必要か論議しているところではあるが、現時点では答えが見つかっていない。

学生が自由に休憩できるスペースが校舎内に少なく、キャンパスアメニティの充実も図る必要があるが、現在の校舎にはスペース的余裕がないため、改善策について検討している段階である。学生駐車場の設置や留学生の減少に伴う、国際交流会館の利用方法の検討など、施設面での検討事項は多い。

学生に対する一般社会からのボランティア要請は年々高まっている。学生もボランティア活動に関しては積極的であるが、要請される件数も多く、要請を受ける窓口も学生・事業部であったり、専攻であったりするので、受付窓口を学生・事業部で一本化し、整理し、本学学生のボランティア活動として適当であるか検討したうえで、学友会や各専攻に広報するよう、組織的対応を図るべきである。

### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

#### ■基準Ⅱ-B-4の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では、就職支援のための教職員組織である進路部を平成14年度にあえて廃止した。国際人間学専攻の中にあつた日本人学生を対象としたコースが廃止され、それらのコースに在籍していた学生が全て卒業したことに伴う措置であつた。この日本人を対象としたコース（英語・情報コース、異文化コミュニケーションコース、心理学コース）の廃止により、留学生を除けば、本学に在籍する学生は、保育士または幼稚園教諭、小学校教諭を目指す者、看護師・保健師・助産師を目指す者、理学療法士・言語聴覚士を目指



す者のみとなり、特定の専門職を目指すものだけが在籍することとなった。

本学では、学習、生活を含め、学生の指導を担当が中心とした専攻による指導に重きを置いている。指導上注意すべき学生は、学習状況と生活状況、経済状況が密接に関連していることが多い。学生の状況を総合的に把握し、日頃から指導に当たっている担任が最も良く学生のことを理解していることから、学生に関する情報は全て担任が集約的に把握し、指導に当たることを原則としている。さらに、専門職に関する就職は実習先との関連から、専攻の教員を通じて求人情報が集まることが多く、また、就職先についてのアドバイスも専門職でなければわからないことが多い。また、留学生の就職先は専門職ではないが、4年制大学へ編入する者や、帰国して就職する学生も多く、日本国内で就職する場合は就労ビザを取得する都合から就職できる業種・企業に制約があり、国際人間学専攻や国際交流センター所属の教員でなければ事情が分からないことが多い。以上の事情から、求人に関する情報を集約し学生に提供するには、進路指導部で一旦集約し、専攻と連携を図るよりも専攻に直接情報が届くようにしたほうが合理的であるとの判断から進路指導部を廃止するに至った。なお、一般企業からの求人も少数ながらある。そのような情報は事務部長が集約し、各専攻に情報提供し、一般企業に就職を希望する学生がいれば、その情報を提供するシステムをとっている。

専攻によって、職種が限られているため、資格取得、就職試験対策は、各専攻で行っている。こども教育では、保育士免許と幼稚園教諭2種免許の取得を全員に課している。また、希望する学生は小学校教諭2種免許を取得することができる。公立の保育園・幼稚園・認定こども園への就職を目指す学生と、各地方公共団体の小学校教員採用試験を目指す学生には、「教員採用試験対策」を教育課程外の授業として実施している。この対策は、教職教養科目を中心に、講義だけでなく單元ごとの確認テストや模擬試験も実施し、理解度を確認しながら実施されている。専門科目については、専用テキストを購入し、専攻で定めた学習計画に則って学習を進め、その進捗状況は担任及び専攻の教員採用試験担当教員が計画表とノート提出によって確認し、計画通り進んでいない学生や、理解度が不足する学生には早朝登校での学習を指示し、学習が計画通り進むよう指導している。また、採用試験受験直前期には、模擬面接などの採用試験に即した対策を1泊2日での合宿指導を含め、専攻の専任教員を挙げて行っている。この早朝学習には、自ら希望する学生も参加して行っている。看護学専攻やリハビリテーション学専攻では担任以外に、実習や国家試験対策の進捗状況を確認・指導するためにチューターを設置している。1人のチューターが5～6人の学生の指導を担当している。学生が提出する「学習状況報告書」を担当、チューターが確認し、計画通り進んでいない場合、指導を行い、状況が改善されない場合は居残り学習などの指導を行っている。また、理解度についても小テスト、模擬試験で確認し、理解度に不足がある場合には、学生を指名して補講・確認テストを繰り返し行い、理解度の向上を図っている。国際人間学専攻では日本国内での就職には、日本語能力試験の等級が指定されている場合が多いため、日本語能力試験のN1またはN2が取得できるよう、レベル別の授業を行い、語彙・読解・聴解別の小テストや日本語能力試験模擬試験を行い、目指す等級への合格が困難と思われる場合には補講や課題によって実力をつけるよう指導している。また、4年制大学への編入試験を目指す学生に対しても論文試験や、英語の試験、面接試験への対策を専攻の専任教

員を挙げて行っている。

卒業時の就職についても専攻で把握し、その状況の分析・検討を行っている。就職希望者に対する就職率は本学開設以来 100%の状況を保っており、特にこども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻においては卒業生数に対して求人件数は大幅に上回っている。国際人間学専攻においても日本国内での就職率は希望者に対して 100%ではあるが、留学生は自分の希望する就職先への就職が困難な場合は、進路希望を 4 年制大学への編入や専門学校への進学、母国へ帰国しての就職に切り替える傾向があり、もともと希望していた進路を確保できるよう支援していく必要がある。また、前述の通り、就職には専攻を主体として指導することが合理的ではあるが、就職状況を全学的に把握するには現状の体制は不都合である。就職状況がデータとして集約され、全学的な分析・検討ができるよう体制の見直しについて検討する必要がある。また、国際人間学専攻では日本国内の就職支援のために日本国内企業へのインターンシップについて指導を強化することを検討している。

進学希望者についても、専攻によって実情が異なり、専攻毎に対応している。国際人間学専攻では前述の通り、4 年制大学の編入を中心に例年 4 割程度の学生が進学を希望しており、論文、英語、面接の指導を行っている。こども教育専攻でも、小学校 1 種免許の取得を目指して、例年 1～3 名程度の学生が教員養成課程を有する 4 年制大学への編入を希望している。専攻では、編入試験の情報を希望者に伝え、論文、面接を中心に指導をしている。また、平成 28 年度からは系列の大和大学教育学部への編入学試験も開始される予定である。看護学専攻及びリハビリテーション学専攻では進学の希望は本学専攻科への進学に概ね限られる。看護学専攻からの専攻科地域看護学専攻・助産学専攻・リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程への進学、リハビリテーション学専攻からの専攻科リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程・理学療法学課程への進学が可能である。専攻科への進学を希望する学生には 3 年次の 4 月に内部進学試験が実施され、筆記試験及び面接試験で合否が決まっている。内部進学試験で不合格だった学生も一般の受験生と一緒に入学試験を受けることは可能であり、そのような方法で入学を果たす学生もいる。

留学を希望する学生には、国際交流センターが相談窓口となる。カリフォルニア州ロミータ市に学校法人西大和学園が運営する西大和学園カリフォルニア校が存在し、同校を基盤として西大和学園海外教育センターが米国への留学を斡旋することが可能である。ただし、現時点では海外への留学を希望する学生はまれである。

## (b) 課題

就職支援のために専攻の専任教員を中心に、十分な指導を行っているが、結果のデータ集約について、全学的な把握を行っていないため、データを集約・分析するための組織について検討する必要がある。

日本国内での就職を希望する留学生が就職できる可能性を少しでも高めるために従来の日本語指導に加え、ビジネスマナー教育やインターンシップのカリキュラムとしての導入を検討すべきである。

〔区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。〕

■基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価

(a) 現状

国際人間学専攻以外の専攻では学生募集要項（入試ガイド）に、入学者受け入れの方針を専攻毎に明示している。国際人間学専攻については専用の募集要項を発行しており、そこには入学するための資格について明示しているが、入学者受け入れの方針という表現では明示されていない。日本語の能力が十分ではない学生にもわかりやすい表現にしようと意図した結果ではあるが、一考の余地はある。また、ホームページに入学者受け入れの方針について掲載されていない。早急に対応しなければならない。

受験を含め、入学希望者からのあらゆる問い合わせには入試広報室職員が対応している。受験生本人、保護者、学校関係者を問わず、受験に関する質問は入試広報室職員が丁寧に対応している。問い合わせの内容によっては法人本部や専攻に確認する必要がある内容が含まれる場合があるが、即答できない場合でも必ず関係部署に確認し、質問者に電話またはメールで回答している。

渉外入試室は入試広報と入試企画の専門部署であり、非常勤の職員を含め10人の職員が在籍している。入試広報室には、渉外部、特技入試部、入試部の3部門があり、渉外部は高校訪問や学外での説明会の実施を、特技入試部は特技推薦での受験を検討している学生について高校を訪問して調査することを、入試部は入試の運営やオープンキャンパスなどの学内での募集活動を担当している。

本学の入試は、大別して、推薦入試と一般入試に分かれる。推薦入試には、指定校推薦と特技推薦、公募制推薦入試の3つがある。ただし、こども教育専攻ではAO入試も行っている。指定校推薦と特技推薦では書類審査及び面接試験によって判断しており、AO入試では小論文と面接による第1次選抜、書類審査と自由な自己表現を含む面接試験を第2次選抜として課している。さらに公募制推薦入試では国語・英語・数学の基礎的な内容を問う基礎教養試験を面接にくわえて実施している。また、一般入試では国語・英語・数学について基礎教養試験よりもやや高度な内容を問う基礎学力試験を面接に加えて実施している。入学試験はいずれの制度で実施される場合でも、厳正に実施され、関係者が受験している場合にはその関係している本学職員を入試関係業務から外し、入試問題作成者には任命時に秘密厳守に関する誓約書を提出させている。

入学手続者を対象に、オリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは本学の教育理念や建学の精神はもちろん、目指す専門職の仕事内容ややりがいについて説明し、学位授与の方針への理解を促すと同時に、学習の動機づけとなるようにしている。また、学生生活の概略についても説明し、夢を持って本学に入学できるように工夫している。留学生のうち、すでに日本国内に居住している者には他の専攻と同じように指導しているが、海外に居住している場合はメールや文書を使ってのやり取りになっている。

入学後は全ての専攻で3日間の日程（国際人間学専攻は4日間）で、建学の精神や教育の理念、教育の目的・目標だけでなく学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を示し、カリキュラム表とカリキュラムマップ、シラバスによって科目ごとに到達目標と学習方法について学生が理解できるようにしている。また、学生生活に必要な施設の案

内や図書館の利用方法、クラブ活動についても案内され、各種の事務手続についてもその手続の取り方についても学生便覧に沿って連絡される。このオリエンテーションと、その後の担任による指導によって入学後の学生生活が順調に進んでいる。

## (b) 課題

入学者受け入れの方針をホームページに記載することが急務である。大学案内にも記載することが望ましい。また、留学生に対する表明の仕方も工夫し、「資格」としての記載だけでなく、「学生の資質」として期待するところを表明すべきである。

### ■テーマ 基準Ⅱ-B 教育の効果の改善計画

本学では、学生の指導に関わるあらゆる側面を担当と専攻を主導としている。学生の状況を継続的に詳しく把握できるという観点から合理的で効果的なシステムであると認識しているが、担任の業務が学習成果の把握とそのフォロー、生活支援、就職支援と多岐にわたり、多忙を極める。担任のこの多忙な業務をサポートするための組織について、十分検討する必要がある。

また、キャンパスアメニティについては十分とは言えず、学生が生き生きとした学生生活を送るために必要な施設・設備について法人本部とも協議しながら検討する必要がある。

### ■基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

学位授与の方針、教育課程の編成と実施の方針、入学者受け入れの方針や学習成果など、本来ホームページや学校からの印刷物において公表されなければならないものが十分に公表されていない。3つの方針を初めとして学習の成果など、表現方法が一定していないものもあるので、平成27年度中に全て整理し、表現方法について統一すると同時に、大学案内、入試ガイド(募集要項)、学生便覧、大学案内、ホームページなどに掲載する予定である。

学生支援のための組織について、今年度中に検討して方針を定めたい。学生の生活支援のためのキャンパスアメニティが十分に揃っているとは言いがたく、学生がゆったりと過ごす事のできる施設・設備の充実を検討し、平成27年度内には結論を下す予定である。

### ◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

なし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

なし

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### ■基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編成され、専任教員数・教授数、専任教員の職位等は、短期大学設置基準並びに、各学科・専攻科に該当する関係法令等に定める基準を充足している。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。教員の採用、昇任は、「学校法人西大和学園就業規則」並びに「白鳳女子短期大学教員新任昇任選考規程」等に基づき、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を厳正に審査して行っている。学生の資質の多様化にも対応し、さらに人間性教育の充実を図るため、これを具現する有能な人材の確保に一層努める。

専任教員は、学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育活動を行うとともに、学会発表や研究紀要への投稿など積極的に研究活動を行っている。科学研究費助成事業など外部研究費の獲得については、学長が科学研究費助成事業（科研費）の積極的申請を促すなど、申請・獲得に向けて取り組んでいる。専任教員の研究成果は「白鳳女子短期大学研究紀要」において公開している。学内におけるさまざまな職務の連携体制をより一層強化することで、教育活動と研究活動とがともに更なる成果を上げることができるよう、全学的な整備が課題である。FD 活動については、白鳳女子短期大学 FD 委員会を設け、「白鳳女子短期大学 FD 委員会規則」に基づいて、FD 活動を適切に行っている。

事務組織は、事務局長を配置し統括する体制を敷いており、責任体制を明確化している。また、教務部、学生部、各委員会には教育、事務の両面から教職員を配置している。入試広報室には高校教諭資格を有する部長・主任を配し、募集強化に取り組んでいる。施設環境は、研究室や事務室、各部署においてインターネットが利用できるコンピュータを設置している他、事務業務に必要な備品等を整備している。防災対策については、短期大学本館事務室内に本学の各建物につながる非常放送設備を備えている。情報セキュリティ対策については、短期大学及び職務上の機密情報について「就業規則」の服務規律において明文化している。また、個人情報保護法を踏まえ、「白鳳女子短期大学個人情報保護規程」で、個人情報の管理を徹底している。

教職員の就業に関する諸規程は、「学校法人西大和学園就業規則」および、「職員服務の心得」「勤務に関する留意事項」が定められている。これらの規程に関して、教職員に周知している。教職員の就業に関しては、諸規程及び法令に基づいて適正に管理している。

年次休暇などの取得日数は出勤簿に記載するとともに、取得日数と残日数を事務局で記録し、適正に管理している。

校地及び校舎面積は短期大学設置基準を充足しているが、障がい者に対する施設整備については、建物連絡通路のスロープ化の改修・充実が課題である。体育館は授業を行う上で必要かつ十分な面積と施設が用意されている。図書館は、適切な面積及び設備を有している。購入図書を選定については、「白鳳女子短期大学図書館に関する規程運営細則」、図書の廃棄については、「図書館資料の除籍・抹消・廃棄に関する要領」に基づい

て実施している。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室については、各専攻とも適切な面積及び設備を有しており、またそれらで使用する機器・備品を整備している。火災・地震対策のために消防計画を定め、避難訓練を実施している。また、防犯対策については、警備会社の機械警備を用いて防犯の備えるとともに、防犯対策のための諸規程を整備している。

消防設備及び非常放送設備、各種機器については、業者に業務委託を行い、各種法令及び作業計画に基づき定期的に点検を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策として、専門業者への委託により、不正アクセスやコンピュータウィルス等を排除している。学内 LAN についても、アクセス制限を行い、セキュリティの向上を図っている。また、ネットワークに接続する情報機器にはセキュリティソフトの導入を義務付け、教職員に対して個人情報等の外部流失等の注意を喚起している。

各専攻とも教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。情報処理教育を行うための施設として、コンピュータ実習室（PC 教室）を整備し、また、専攻の特性や専門性に即応する実習室を整備するとともに器具・機材を配置し、必要な技術の習得を図っている。また、ほとんどの教室に有線 LAN を整備し、プロジェクターとスクリーンあるいは液晶モニターと DVD プレーヤーを配備している。教職員対象の運用技術の向上のための「スキルアップ講座」に参加することで、教員は各自の必要に応じた技術の習得、練達ができるような環境が整っている。コンピュータのハードウェアについては適宜更新し、ソフトウェアについても適宜バージョンアップを行うなど適切な状態の保持を図っている。

法人全体の消費収支は、平成 24 年度以降、大学新設に伴い支出超過となっているが、帰属収支は、平成 24、25、26 年度とも収入超過となっている。短期大学については、消費収支、帰属収支とも収入超過である。資産運用は、法人本部が一括して定期預金及び元本リスクのない債権等により行っている。教育研究経費は、帰属収入の約 13%で推移している状況であるが、教育研究の予算配分には十分に配慮している。

過去 3 年間の短期大学の入学定員充足率は平成 25 年度 107%、平成 26 年度 80.3%、平成 27 年度 107%であった。

学生募集については、渉外入試室が中心となり定員確保を目標にホームページの充実のもとより、DM 発送、学校訪問、オープンキャンパスを実施し広報活動を行っている。学納金については、募集状況を勘案し、教育環境を取り巻く経済状況・同分野の他大学の動向をもとに、理事会で決定している。

人事計画については、資格・免許取得を特色としていることから、「短期大学設置基準」のほか、「教育職員免許法」、「保育士養成施設指定基準」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「言語聴覚士学校養成所指定規則」に則り、適正に配置し維持している。

経営情報については、ホームページを活用し、事業報告書、資金収支決算書、消費収支決算書、貸借対照表、監事の監査報告書、財産目録を公開している。

## 〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

### 〔区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

#### ■基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

##### (a)現状

本学の教員組織は、国際人間学、こども教育、看護学、リハビリテーション学の4つの専攻とも、それぞれの教育課程・実施の方針に基づいて、専攻独自の専門性を生かせるように編成され、短期大学設置基準その他関係法令に定める専任教員数・教授数を充足している。

専任教員の職位は、教員の個人調書に明記された真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。また、「学校法人西大和学園組織規程」に基づき、教授、准教授、講師、助教、助手を設け、教育・研究の実績等により、専攻ごとにその適性数を任命している。また、各専攻には専攻長を置き、教員の教育・研究活動を統括する教員組織を編成している。さらに、各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専門性に秀でた教育研究業績を有する専任教員と非常勤教員とを適切に配置している。なお、補助教員という職位は設けていないが、専攻により、その教育課程の実現のために実習補助の委託教員を配置し、補助教員に相当する役割を担わせている。

教員の採用、昇任は、「学校法人西大和学園就業規則」や「白鳳女子短期大学教員新任昇任選考規程」などに基づき、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を厳正に審査して行っている。

##### (b)課題

現下の状況に不備があるわけではないがこれに満足せず、教育のさらなる充実と向上を図るべく、これを具現する人材の確保が課題である。

### 〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

#### ■基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

##### (a)現状

専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、担当科目の授業を中心とした教育活動を行っている。さらに、その成果は本学研究紀要や学会誌に投稿され、学会等で発表されることで研究活動に有機的に結びついている。

専任教員個々人の研究活動の状況は、毎年発行される「白鳳女子短期大学研究紀要」において公開されている。

科学研究費助成事業など外部研究費の獲得については、学長が大学協議会等において、科学研究費助成事業（科研費）の積極的申請を促すなど、申請・獲得に向けて取り組んでいる。しかし、平成25（2013）年度は科学研究費補助金の申請が行われず、したがって採択もない。なお、「白鳳女子短期大学研究紀要投稿規程」を定め、研究紀要編集委員会から、研究論文の積極的な投稿を呼びかけている。

専任教員の研究活動に関する規程については、活動自体を規定するものは未整備であるが、それに付随するものとして「研究倫理委員会規程」などを定めている。専任教員の研究費については、「研究費規程」や「研究費規程細則」において、教育研究活動に必要な経費（調査・研究発表のための出張旅費を含む）として上限額を25万円と定め、個人研究費として支給している。なお、この研究費の取り扱いについては、「研究費規程細則」により研究費起案することとし、事務局で管理している。

専任教員の研究成果を発表する機会は、毎年発行する「白鳳女子短期大学研究紀要」への掲載や、専任教員がそれぞれ所属する学会における発表等により確保している。

専任教員一人につき一部屋の研究室を充当するのではなく、専任教員が一堂に集まる教員室を各専攻とも整備し、これを共同研究室としている。これにより教員同士で情報の共有や意見の交換が容易にできるようになり、さらに、教員相互の密な連携がうまれ、研究活動のみならず教育活動の充実にも大きな効果をあげること成功している。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、授業や学生指導を除いて確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については、これに関する規程を整備していないが、海外派遣に係る経費については、先述の教育研究活動に必要な経費として扱っており、これに関する規程としては「研究費規程」や「研究費規程細則」を整備している。

FD活動については、「自己点検・評価委員会規程」を整備し、「白鳳女子短期大学FD委員会規則」を設けており、規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。

FD活動を円滑に行うため、規程に基づいて、教員が全員参加する研修会を毎年行っている。平成26(2014)年度は、「白鳳女子短期大学が目指す教育と具体的な到達目標」をテーマに、最近の高等教育における教育の質保証改革の動向について学長による講話があり、これを承けて教員同士で意見交換を行った。

また、毎年学外から講師を招き、教育に関する全学的な課題の中からテーマを一つに絞り、講演会を開催している。平成26(2014)年度は、「偏見・差別を考える」という演題で、高等教育の現場においても身近でありながら意識されにくい人権問題について、元奈良県高等学校協会会長の竹村隆氏による講話を拝聴した。

また、年間を通して授業を公開し、参観者は参観記録用紙を授業担当教員に提出して意見交換を図っている。研究授業は、全専攻で前期と後期に各1回実施し、事後に検討会を行い、授業の一層の向上と充実を図っている。研究授業の内容は研究紀要において発表されるものもある。

さらに、FD活動の一つとして、全専攻で前期と後期に1回ずつ、「学生による授業評価アンケート」を平成17(2005)年度から実施しており、その結果は15項目の質問事項を項目ごとに図表化して、それぞれの科目担当教員に還元している。アンケート結果については各専攻で検討会を開くとともに、評価の低い教員に「アンケート結果分析と改善報告書」の提出を求めることで、授業の改善ならびに一層の向上と充実を図っている。

専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。専任教員は「白鳳短期大学自己評価点検委員会」、「白鳳短期大学FD委員会」や各種委員会



の一員として他専攻教員や担当事務職員と連携し、学生の学習成果を向上させるための取り組みを行っている。

#### (b)課題

研究活動に関する規程については、活動の中で不正行為を未然に防ぐことを目的とした規程を今年度中に整備する必要がある。また、研究活動における行動規範についても、併せ定める必要がある。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等について、これに関する規程を定めておらず、海外派遣に係る経費に関してのみ規程を整備するにとどまっているため、今後整備の充実が必要である。

専任教員が研究、研修等を行う時間の確保は、専門性や研究組織体制はもちろん、本学における学外実習指導のあり方や各専攻の勤務体制の違い等によっても格差がある。研究業績の質量と関連することも予想されることから、学内におけるさまざまな職務がより一層効率化された連携体制を整備することが課題である。効率よい教育体制の整備と専任教員の研究意欲を高め、活発な研究活動と成果を上げることができるよう、研究遂行のための全学的な整備を進めなければならない。

また、科学研究費助成事業等の申請が低調であるため、今後、複数の教員が申請することをめざす。

学生による授業評価アンケートの結果について、一部の教員だけではなくすべての教員に「分析及び改善報告書」の提出を求めることで、授業の一層の充実を図りたい。

### 【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。】

#### ■基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

##### (a)現状

本学の事務組織は、事務局長を配置し、統括する体制を敷いている。事務局長の下に事務部、教務部、企画部、情報部、学生部、事業部、寮務部を設置し、各部に部長として教育職員または事務職員を配置し、責任体制を明確化している。また、教育職員と事務職員とが一体となって業務を遂行することで、教育成果を高めることに結び付いている。教務部、学生部、各委員会には教育、事務の両職員から教職員を配置している。

専任事務職員のうち、学生募集を担当する入試広報室には高校教諭資格を有する部長・主任を配し、募集強化に取り組んでいる。また、図書館業務に従事する職員は、図書館司書資格を持ち、専門的能力を有している。

事務関係諸規程を整備している。本学の事務組織は規定に基づき、迅速で正確な事務の遂行に務めている。

事務部署に事務室、情報機器、備品を整備している。事務部署には必要な事務室を整備し、設備面においては、1人1台のパソコンを設置し、プリンターについては、LAN接続し共有している。また、コピー機、印刷機等の必要な備品を整備している。

防災対策については、短期大学本館事務室内に本学の各建物につながる非常放送設備を備えており、業者による定期的な設備点検と必要に応じたメンテナンスを実施している。情報セキュリティ対策については、短期大学及び職務上の機密情報について「学校

法人西大和学園就業規則」の服務規律において明文化している。また、個人情報保護法を踏まえ、「白鳳短期大学個人情報保護規程」で、個人情報の管理を徹底している。SD活動に関する規程は明文化されていなかったが、平成27年度中には規程を整備し、規定に基づいたSD活動を行う方向である。

SD活動としての業務の見直しや事務処理の改善は、OJTに加え、日々の業務の中で管理職が見直し・改善に向けた指示及び指導を行っている。また、人事評価を導入して、自己評価による年度の職務目標を設定させ、個々人へ改善努力を促している。

専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。事務職員は学習成果を向上させるために、各種委員会の事務を担当することにより、情報交換や連携を通じて課題の共有や解決に向けて取り組んでいる。

#### (b)課題

SD活動に関する規程を今後整備し、また学園としての研修体制の中で事務職員研修を実施していく必要がある。今後は、学園の事務職員研修、SD活動の内容の充実に向けて検討し、業務改善や資質向上に結び付ける。

### [区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

#### ■基準Ⅲ-A-4の自己点検・評価

##### (a)現状

教職員の就業に関する諸規程は整備されている。「学校法人西大和学園就業規則」および、「職員サービスの心得」「勤務に関する留意事項」が定められている。また「セクシャルハラスメント規程」を同一学校法人内にある西大和学園中学校・高等学校および大和大学と共通規程として設けている。

これらの規程に関して、教職員に周知している。特に、新任教職員に関しては新任教職員研修会において、就業規則を抜粋した「職員サービスの心得」教職員としての行動規範を記した「勤務に関する留意事項について」を配布した上で、事務局長より本学の人事管理方針に対し改めて説明し、理解と承認を求め、意識の徹底化を図っている。同様に非常勤講師に対しても新任非常勤講師研修会を行い、非常勤講師用の「職員サービスの心得」「勤務に対する留意事項」を配布した上で、教務部長より人事管理方針に対する理解と承認を求めている。

教職員の就業に関しては、諸規程及び法令に基づいて適正に管理している。「学校法人西大和学園就業規則」に基づき、採用、任免、サービスや福利厚生などを管理している。また、出勤簿、休暇簿等により、労働日数、労働時間、年次休暇、特別休暇等を確認している。就業規則および勤務に関する留意事項により、出勤時には出勤簿に押印することとなっており日々事務局で管理している。確認の結果押印漏れがあった場合は直ちに確認・訂正を依頼している。年次休暇については毎年度、前年度からの繰越日数、当年度の日数を記載した休暇簿が事務局から配布され、休暇を取得する場合はあらかじめ休暇簿を事務局に提出し、承認を得る手続きが取られている。年次休暇などの取得日数は出勤簿に記載するとともに、取得日数と残日数を事務局で記録し、適正に管理している、

**(b)課題**

教職員の福利厚生と健康維持の観点から、年次休暇の取得及び、実習指導等で休日や時間外に指導した分の代休取得について、確実な取得の促進を図る必要がある。また、休暇の取得を含めた勤務状況を正確に把握し指導するために、業務の見直しや就業規則の改正に取り組む必要がある。

**■テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画**

学生の資質の多様化に対応し、さらに人間性教育の充実を企図し、これを具現する有能な人材を確保する計画である。

教育活動及び研究活動の更なる充実のため、学内におけるさまざまな職務の連携体制を整備する計画である。また、科学研究費助成事業等の申請が低調であることからその申請を促す計画である。

SD活動に関する規程を整備し、事務職員研修を実施していく計画である。今後は、学園の事務職員研修、SD活動の内容の充実に向けて検討し、業務改善や資質向上に結び付ける計画である。

休暇の取得を含めた勤務状況を正確に把握し指導するために、業務の見直しや就業規則の改正に取り組む計画である。

**【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】**

**【区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】**

**■基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価****(a)現状**

短期大学設置基準では収容定員 710 人に対し、校地面積を 7,100 m<sup>2</sup>としている。本学は 24,368 m<sup>2</sup>専用校地を有しており、また、敷地内に 5,934 m<sup>2</sup>の専用運動場を備えている。校舎の面積は、短期大学設置基準では収容定員 710 人に対し 7,500 m<sup>2</sup>であるが、本学は 8,976 m<sup>2</sup>を専有している。体育館施設 933 m<sup>2</sup>を備え、授業等に有効活用している。このことから、各専攻が教育課程に基づいての授業を行う上での必要な教室や実習施設等は用意されている。校地と校舎に係る障がい者への対応については、本館 2 階と 4 階及び体育館に障がい者用トイレを設置し、エレベーターは障がい者対応の設備となっている。

図書館については、国際交流会館 1 階フロアにオープンスペースで 381 m<sup>2</sup>を設置しており、館内に閲覧席、書架の他、パソコン 8 台を設けている。また書庫についても国際交流会館 1 階に設置している。購入図書を選定については、「白鳳女子短期大学図書館に関する規程運営細則」によって対応している。購入する資料の選択は、全教職員を対象に購入希望を調査する等、本学の教育及び研究活動に対する有用性について十分留意するとともに、学生の主体的な学習活動や学習に対する興味、関心（学生リクエスト）等を勘案して、図書館運営委員会において選定し、館長の承認のもとで行っている。図書の購入冊数は、年間約 247 冊である。また、図書の廃棄については、「図書館資料の除籍・抹消・廃棄に関する要領」に基づいて、実施している。蔵書数は、20,492 冊（うち

外国書 1,601 冊)、視聴覚資料は 827 点となっている。また、学術雑誌は 88 誌である。

講義室、演習室、実験・実習室については、看護学専攻関係では、看護棟 1 階に基礎看護実習室、成人看護実習室、看護棟 2 階に基礎看護実習室Ⅱ、看護棟 3 階に小児看護・母性看護実習室及び老年看護・在宅看護実習室を設けている。次にリハビリテーション学専攻関係では、本館 2 階に理学療法第 1 実習室、東棟に理学療法第 2 実習室を設けている。また専攻科リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程では、本館 2 階に言語聴覚実習室を設け、専攻科助産学では、本館 3 階に助産学実習室を設けている。こども教育専攻関係では、本館 2 階と 4 階にピアノレッスン室、4 階に音楽室を設けている。ピアノが 23 台、電子ピアノが 15 台、キーボードが 10 台設置されている。なお、幼保の現場ではピアノ演奏技術力が強く求められていることから、学生が授業以外の時間帯でもピアノレッスンができるよう、早朝や放課後の活用も可としている。このほか、全専攻共用施設としての PC 教室に視聴覚室機能を高度化させるため、プロジェクター、大スクリーン、個別モニターを 2 名に 1 台の割合で設置している。音響スピーカーを備え付け、VHS、DVD、パソコンによるプレゼンテーションソフトの利用など広範なメディアの利用を可能としている。

#### (b)課題

障がい者に対する施設整備については、本館から看護棟、東棟、食堂棟及び体育館への移動には細かい段差があり、不十分な状況である。建物連絡通路のスロープ化の改修・充実が課題である。図書館については、時代とニーズに適応した新しい図書館のあり方を検討する必要がある。蔵書や資料等の検索がすべてのコンピュータで出来るような図書館システムの構築を目指している。講義室、演習室、実験・実習室設置の AV 機器について、既存 AV 機器のまま未改修となっている箇所が残っており、引き続き整備が必要である。

### 【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

#### ■基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

##### (a)現状

固定資産および物品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。また、諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

火災・地震対策のために防災マニュアル及び消防計画を定め、その中で、防火管理体制、予防管理組織、震災予防処置等を定め、避難訓練を実施している。また、防犯対策については、日中は警備員が常駐して、守衛業務及び校内巡回業務に当たっている。また、夜間と休日は警備会社の機械警備を用いて防犯の備えとしている。学寮には寮母が常駐しているほか、警備会社との間に非常通報装置を備えている。

消防設備及び非常放送設備、各種機器については、業者に業務委託を行い、各種法令及び作業計画に基づき定期的に点検を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策として、学内基幹であるサーバーや端末を守るため、専門業者への委託により、コンピュータシステムの運用に関する助言を定期的に受け、外部からの不正アクセスやコンピュータウィルス等について最善の対策が取れるよう配慮している。学内 LAN に

についても、教職員用・学生用に分けることでアクセス制限を行い、セキュリティの向上を図っている。また、ネットワークに接続する情報機器にはセキュリティソフトの導入を義務付け、教職員に対して個人情報等の外部流失等の注意を喚起している。省エネルギー対策については、ポスター掲示や「クールビズ」の積極的な導入を行い、冷暖房の温度設定、日中の照明について間引き照明を部分的に行い、節電・省エネに取り組んでいる。また、ゴミの分別を行い、リサイクル可能な資源を有効活用している。

#### (b)課題

施設設備、物品については、耐用年数を過ぎた古い機器備品も多く、各専攻ごとに見直しを行い、計画的な入替・改修が必要である。防犯対策については、警備会社に委託をしているが、教職員研修防犯訓練等は定期的には実施されていない。コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ネットワーク環境の拡張等を考慮すると、セキュリティリスクが高まる可能性があるため、最新のセキュリティに定期的に更新する必要があり、情報機器の使用範囲や頻度の拡大によるセキュリティ強化も課題である。

#### ■テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

障がい者への対応が不十分な施設・設備等の整備を促進する計画である。講義室、演習室、実験・実習室設置の AV 機器については、ハード・ソフト両面の更新・整備を促進する計画である。

施設設備、物品については、耐用年数を過ぎた古い機器備品を入替・改修する計画である。防犯対策については、教職員研修防犯訓練を定期的には実施する計画である。コンピュータシステムのセキュリティ対策については、最新のセキュリティに更新し、情報機器の使用範囲や頻度の拡大によるセキュリティ強化を図る計画である。

### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

#### ■基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

##### (a)現状

本学では各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を以下のように図っている。

はじめに、情報処理教育を行うための施設として、コンピュータ実習室（PC 教室）を整備している。ここに 56 台のコンピュータを設置して、各専攻にそれぞれ必要な情報処理技術の習得と熟達を図っている。なお、ここに設置したコンピュータ 56 台はすべて教員による一元管理ができるようになっており、円滑な授業運営と効率のよい演習指導に役立っている。

これ以外の施設としては、専攻の特性や専門性に即応する実習室を整備している。たとえば、こども教育専攻には防音処理を施したピアノ教室、ピアノ練習室等を複数備えてグランドピアノ・アップライトピアノ・電子ピアノを配置しており、授業時間はもとより、空き時間も学生が自由に利用できるように開放している。看護学専攻やリハビリ

ーション学専攻にはそれぞれの専門領域ごとの実習室を整備して器具・機材を配置し、必要な技術の習得を図っている。

つぎに、ほとんどの教室に有線 LAN を整備し、プロジェクターとスクリーンあるいは液晶モニターを設置し、あわせて DVD プレーヤーも配備している。学内 LAN については、教室のほかに、各専攻の教員室（共同研究室）や、事務室等にも有線 LAN が整備されている。

教職員のコンピュータについては、備品として購入し一人につき 1 台を貸与している。教職員は、日常の業務において、文書作成、表計算、プレゼンテーション等のソフトを使用しているが、運用技術の向上のための「スキルアップ講座」を毎週 1 回開いており、教員はそれに参加することで、各自の必要に応じた技術の習得、練達ができるような環境が整っている。

さらに、コンピュータのハードウェアについては耐用年数や経年劣化を考慮して適宜更新し、ソフトウェアについても社会での利用状況を見ながら適宜バージョンアップを行うなど向上・充実を図っている。

#### (b)課題

学内 LAN については、利便性の観点から現在の有線から無線へと早期に更新することが求められる。それにより、大講義室を手始めに最終的にはすべての教室で、学生がタブレット端末を使えるように学習環境のさらなる充実、整備をする必要がある。同様に、教職員に対してもよりよい業務環境の整備が求められる。

教職員の情報技術の向上を推進するための「スキルアップ講座」を開講しているが、これは自由参加であるため、教職員全員の技術力向上を保証するものではない。これをふまえて来年度は、全ての教職員を対象とした技術力向上のための講習を行うことが必要である。

#### ■テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

学生の学習支援のための環境整備として、学内無線 LAN を構築することを検討する計画である。教職員に情報技術の向上を推進するため、全ての教職員を対象とした学科の教育課程編成・実施の方針に基づいたスキルアップの方法を検討する計画である。

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

##### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

#### ■基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

##### (a)現状

法人全体の消費収支は、平成 24 年度以降、支出超過となっている。この理由は、大学新設に伴う基本金組入額の増加のためである。帰属収支は、平成 24、25、26 年度とも収入超過となっている。短期大学については、消費収支、帰属収支とも収入超過であり、学園の経営を支えてきている。

平成 26 年度の貸借対照表における自己資金構成比率は、87.5%と財政的に安定してい

る。

資産運用は、「学校法人西大和学園寄附行為」、「学校法人西大和学園経理規程」、「学校法人西大和学園資金運用規程」に基づき、法人本部が一括して定期預金及び元本リスクのない債権等により行っている。

教育研究経費は、過去3年間において帰属収入の約13%で推移している状況であり、20%を下回っている。しかし、教育研究の予算配分には十分に配慮している。

過去3年間の短期大学の入学定員充足率は平成25年度107%、平成26年度80.3%、平成27年度107%であった。平成26年度の定員割れは、こども教育学専攻とリハビリテーション学専攻の定員未充足が要因となっている。

#### (b)課題

教育研究経費比率が全国平均よりも低くなっているため、全学的に教育研究条件の充実向上に向けて、教育研究経費比率を高めるよう予算配分を行い、計画的に財政の健全化に努めていきたい。

国際人間学専攻、こども教育専攻が入学定員を満たしていないため、平成27年度入試に向けて対策を講じる必要がある。

**【区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】**

#### ■基準Ⅲ-D-2の自己点検・評価

##### (a)現状

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的経営判断指数に基づく経営状態の区分（法人全体）」による検証では正常区分である「A1」に該当している。

白鳳女子短期大学は、総合人間学科のみの単科短大であるが、国際人間学専攻、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻と各種資格・免許を取得できる専攻を設置しており、卒業生の9割以上が保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、看護師国家試験受験資格、理学療法士国家試験受験資格を取得し、保育園、幼稚園、医療関係にほぼ100%の学生が就職している。各分野で多くの卒業生が活躍しており、現場からも高い評価を得ている。この特色を強みとして捉え、今後どのような将来像を描くのか、議論を積み上げている。

学生募集については、渉外入試室が中心となり取り組んでいる。各専攻とも定員確保を目標にホームページの充実はもとより、受験生への資料送付、学校訪問、オープンキャンパスを実施し広報活動を行っている。学納金については、学生募集の状況を勘案し、教育環境を取り巻く経済状況・同分野の他大学の動向をもとに、理事会で決定している。

人事計画については、資格・免許取得を特色としていることから、「短期大学設置基準」のほか、「教育職員免許法」、「保育士養成施設指定基準」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「言語聴覚士学校養成所指定規則」に則り、適正に配置し維持している。事務職員は、教育・研究の充実を目的とし、教員と協力体制を持ち、日々の業務に取り組んでいる。また、法人全体での人事交流も行っている。

施設設備については、校舎建築後、20年近く経過しており、必要に応じて修繕等を行っている。施設については、平成25年度にPC教室のネットワーク関連機器の整備を実施した。また、ほとんどの教室に有線LANを整備し、プロジェクターとスクリーンあるいは液晶モニターを設置した。

経営情報については、ホームページを活用し、本学関係者のみならず、広く一般社会に向けて、事業報告書、資金収支決算書、消費収支決算書、貸借対照表、監事の監査報告書、財産目録を公開している。

#### (b)課題

経営の基盤である学生の確保が厳しい現状の中、入学定員確保のための募集対策などによって、いかに経営を安定化させるかが課題である。

経営情報について、経年比較できるよう過去数年分の財務諸表を公開することにより、継続性、透明性を高め、財務諸表に解説を加える等、より丁寧な情報提供の方法や表現を検討していきたい。

#### ■テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

過去3年間において教育研究経費比率が13%と全国平均よりも低くなっているため財政の健全化に努めていく計画である。

経営情報について、より丁寧な情報提供を行う計画である。

#### ■基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

学生の資質の多様化に対応し、さらに人間性教育の充実を図るため、これを具現する有能な人材を確保するため、平成27年度採用の教員について、求人情報サイトに教員公募を掲載し、潜在的志願者への周知を図る計画である。

教育活動及び研究活動の更なる充実のため、学内におけるさまざまな職務の連携体制を整備する際の課題を平成26年度中に見極め、翌27年度はその課題を十分に考慮した人事配置を行う計画である。また、科学研究費助成事業等の申請が低調であるため、平成26年度以降毎年、申請を促す計画である。

学園の事務職員研修、SD活動の充実に向けて規程を検討し、業務改善や資質向上に結び付ける計画である。

休暇の取得を含めた勤務状況を正確に把握し指導するために、今年度中に業務の見直しや就業規則の改正に取り組む計画である。

施設設備、物品については、古い機器備品を入替・改修する計画である。防犯対策については、防犯訓練を定期的実施する計画である。コンピュータシステムのセキュリティ対策については、最新のセキュリティに更新し、情報機器の使用範囲や頻度の拡大によるセキュリティ強化を図る計画である。

学生の学習支援のための環境整備として、学内無線LANを構築することを平成26年度中に検討し、平成27年度中にその具体案を策定する計画である。教職員に情報技術の向上を推進するため、全ての教職員を対象とした学科の教育課程編成・実施の方針に基づいたスキルアップの方法を平成26年度中に検討し、平成27年度にその実効策を講じ



る計画である。

教育研究条件の充実向上のため、平成 27 年度予算教育研究経費比率を高めるよう予算配分を行う計画である。経営情報の公開については、財務諸表に解説を加える等、より丁寧な情報提供を行う計画である。

#### ◇基準Ⅲについての特記事項

特になし。

### 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

#### ■基準Ⅳの自己点検・評価の概要

理事長は、本学職員を経て、系列校である西大和学園中学校・高等学校事務長、学校法人西大和学園法人本部長を歴任し、長く学校および法人運営に携わった後、理事長に就任した。また、学園創設者の長子として学園創設時から身近に創設者の教育理念、建学の精神に接してきた。このことから、理事長は平成 20 年の理事長就任以来、学園創設者の教育および学園に対する思いをよく引き継ぎ、本学を初めとして学園全体の発展にリーダーシップを発揮している。

学長も、西大和学園高等学校教諭として奉職以来、教職員のリーダー的存在として活躍し、学年部長、教頭を経て 34 歳の若さで西大和学園中学校・高等学校校長に就任した。本学に転籍してからも副学長として職員の先頭に立ち、リハビリテーション学専攻設置時（設置当時は理学療法学専攻）には自ら専攻長を兼務して、新設の専攻の運営が軌道に乗るよう尽力した。このように学長は、西大和学園中学校・高等学校及び本学で長く職員の先頭に立ち、リーダーシップを発揮してきた。

本学理事会、評議員会は法令及び学則、学校法人西大和学園寄附行為に基づいて理事長のリーダーシップの基に適切に運営されている。監事も寄附行為の規程に基づいて適切に選任され、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、理事会・評議員会で意見を述べ、監査報告書を作成して理事会に報告するなどの業務を適切に行っている。教授会は法令及び学則、教授会規程等に基づき、学長のリーダーシップの基に教学運営の審議機関として適切に運営されている。

学校法人は中・長期計画に基づいた事業計画と予算を理事会の審議を経て、関係部門に周知し、適正に執行している。また、学校法人の経営状況及び財政状態は計算書類、財産目録等によって適正に表示され、資産及び資金の管理と運用は適切な会計処理に基づいて記録され、安全かつ適正に管理されている。平成 26 年度の大和大学設置に伴い、一時的に消費収支は支出超過となっているものの、中・長期計画に基づく学園経営は理事長のリーダーシップの下、財政的に安定した状態で推移する見通しである。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■基準IV-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、平成 9 年本学設立と同時に本学職員として入職し、平成 15 年 4 月に学校法人西大和学園法人本部事務局長に就任し、平成 17 年 4 月には、系列校である西大和学園中学校・高等学校事務長を兼任、さらに平成 18 年 4 月に学校法人西大和学園法人本部長の職を経て、平成 20 年 4 月に学校法人西大和学園の 2 代目理事長に就任した。以上の経歴が示すように、理事長は本学を含めた法人内系列各校の教職員とともに実務に携わったのち、学園運営にその力を注ぐにいたった。したがって、本学はもとより、系列各校の建学の精神及び教育理念・目的を十分理解し、学園の発展に寄与している。

理事長は、「学校法人西大和学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）第 14 条に基づいて学校法人を代表し、その業務を総理している。また、理事長は寄附行為第 7 条第 3 項及び同 20 条に基づき、毎会計年度終了後 2 カ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、寄附行為第 12 条の定めに基づいて理事会を招集し、議長を務めて、理事会が学校法人の意思決定機関として十分な機能を果たせるよう適切に運営している。

理事会では、年度ごとの事業計画や事業報告を諮っており、第三者評価に対する役割を果たし、責任を負っている。また、会議での議論や報告等を通じて理事の職務の執行状況及び運営状況を監督している。

理事会は、短期大学の発展のために学内外の必要な情報を収集し、改革改善のための提言及び計画の審議を行っている。また理事会に短期大学運営に関する法的な責任があることも認識している。

学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。平成 22 年の学校教育法施行規則の一部改正により、ホームページに教育情報及び財務情報を掲載し、毎年度更新を行っている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規定を整備しており、法令の制定や改正に従って、また、学校法人運営体制及び短期大学運営体制の変更に伴う見直しを適宜行っている。

理事は、学校法人の建学の精神をよく理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有する者から、私立学校法第 38 条（役員を選任）および寄附行為第 6 条の規定に基づき、白鳳女子短期大学学長、大和大学学長、西大和学園高等学校長または中学校長、評議員のうちから評議員会において選任した者それぞれ 1 名と学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 名の合計 8 名を選任している。また、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 11 条第 1 項に準用されている。

(b) 課題

理事長の学園運営方針や学園が直面する課題について、広く教職員が認識し、意識の統一が図れるよう、また、教職員が考える学園の課題について、理事長が学園運営方針

に反映できるよう、学内における情報伝達と意思の疎通について一層の努力をすることが重要である。

### ■テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

学園の運営方針や学園が直面する課題について、理事長が教職員に直接語る機会を増やし、教職員が考える学園の課題について、理事長にその解決策とともに提案できる機会を増やしていくべきである。

### [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

### ■基準IV-B-1の自己点検・評価

#### (a) 現状

学長は、学校法人西大和学園が設置した最初の学校である西大和学園高等学校開設時に教諭として奉職し、平成5年に教頭、さらに平成9年に西大和学園高等学校長兼中学校長に就任した。平成13年には白鳳女子短期大学に転籍し、事務局長に就任、さらに平成15年には副学長に就任し、平成17年からは副学長の職に加え、事務局長の職も兼務とし、短期大学運営に尽力してきた。平成23年には西大和学園中学校・高等学校学園長に就任し、中学校長及び高等学校長を支える役割を担った後、平成25年に白鳳女子短期大学副学長に復し、平成26年から第5代学長に就任した。

以上の経歴が示す通り、学長は長い教員歴を持つばかりでなく、本学及び西大和学園中学校・高等学校で要職を歴任し、人格・学識ともに優れ、大学運営に関し識見を有している。また、本学の建学の精神に対する理解も深く、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実のために常に努力をしている。学長は、学長選考規程に基づいて選任され、教学運営の職務遂行に努めている。学長は、学内外から情報を収集して、教育の改善・充実について、教職員への提言、あるいは教職員との意見交換を積極的に行っている。また、時には学生や卒業生の意見にも積極的に耳を傾け、学生の満足度が高い大学を目指して、努力している。また、教員の公開授業にも自ら参加して意見を述べたり、授業アンケートに対する教員の改善計画にはすべて目を通すなど教員のFD活動への関与にも積極的である。

学長は、学則第42条及び教授会規程に基づいて、本学の管理運営機関として教授会を開催している。なお、平成26年の学校教育法の改正に伴い、平成27年4月1日付で学則を変更し、教授会の位置づけを教育研究上の審議機関と改めた。教授会は、教授会規程および教授会規程施行規則に基づき、原則として毎月第3土曜日を定例として開催され、学生の学籍に関すること、入学試験の選考結果、および教育課程に関すること、学生の賞罰に関すること、教員の教育研究に関することなどを審議し、審議機関として大きな役割を果たしている。審議の経過は教授会規程に基づき、議事録が整備されている。

毎年、年度末には専攻ごとに学習成果の点検と見直しが実施されており、それにとも

なう、三つの方針の点検・見直しが行われているが、その結果は大学協議会での協議を経て、教授会で審議され、認識されている。

学長または、教授会の下には教務委員会、学生指導委員会、入試委員会などの委員会を設置しており、それぞれの設置規程に基づき、適切に運営されている。教授会の下には、教務委員会、学生事業委員会、学生指導委員会、国際交流委員会を、学長の下には入試委員会、自己点検・評価委員会を設けて、それぞれの委員会規程に基づき、設置目的に従って適切に運営している。

## (b) 課題

学校教育法の改正に伴って教授会の役割について学則及び教授会規程を平成 27 年 4 月 1 日付で変更した。このことによって委員会の位置づけに変更の必要があるか、検討する必要がある。

### ■テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

学校教育法改正に伴う、教授会の役割変更と学長の責務の明確化によって、一部の委員会組織を学長の諮問機関として位置づけを変更する必要がある。平成 27 年度中に制度矛盾がないか点検を行い、必要な規定変更をしなければならない。

### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

### ■基準IV-C-1の自己点検・評価

#### (a) 現状

監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、外部監査を行う公認会計士と連携して監査を実施するとともに、公認会計士との意見交換も実施している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会に報告している。監査報告書は、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会と評議員会に提出している。

#### (b) 課題

特になし。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

### ■基準IV-C-2の自己点検・評価

#### (a) 現状

評議員会は、寄附行為により 17 名と定められており、理事の定数 8 名の 2 倍を超える人数で構成されている。現在 1 名欠員となっており、平成 27 年 7 月に開催予定の理

事会で選出を予定している。

評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に基づき運営されており、寄附行為において、理事長は、あらかじめ評議員会の同意を得なければいけない事項として、次の項目を挙げている。

- ・ 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
  - ・ 事業計画
  - ・ 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
  - ・ 寄附行為の変更
  - ・ 合併
  - ・ 目的たる事業の成功の不能による解散
  - ・ 寄付金品の募集に関する事項
  - ・ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- これらの事項に対し、評議員会は適切に対応している。

#### (b) 課題

評議員が 1 名欠員となっており、早急に選任する必要がある。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

#### ■基準IV-C-3の自己点検・評価

##### (a) 現状

法人は、事業計画、年度予算について理事会で議決されたのち、関係部門に周知し適正に執行されている。

法人は、日常的な出納業務を円滑に実施し、会計責任者は必要に応じて理事長に報告している。

本学園の経営状況及び財政状況については、監事の監査報告書にも記載されており計算書類等により適正に表示されている。また、毎年、公認会計士より決算監査時期に意見が理事長に述べられている。理事長は、学園を取り巻く環境についての公認会計士との自由な意見交換も踏まえ学園経営に当たっている。

##### (b) 課題

財務情報を公開しているが、財務情報のページに容易に到達できるための工夫や財務情報をわかりやすく説明するなど検討が必要である。

#### ■テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

欠員となっている評議員 1 名については寄附行為の規定に基づき、早急に選任しなければならない。

学校法人のホームページも、本学のホームページと同様にわかりやすい、見やすいページ作りを進めるため、今年度中の改善が望まれる。

#### ■基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

学園創設後、30年を経るに伴い、学園内各校の組織が複雑になり、役割の重複も感じられるようになっている。新たに大学を設置するに伴い、また、学校教育法が改正されたことから、学園内各校の組織見直しを行い、理事長・学長のリーダーシップが職員により直截に発揮されるよう体制整備を平成27年度中に進める必要がある。

また、学校法人及び系列各校の情報公開について点検し、わかりやすい情報提供を目指して平成27年度中に見直しを行う予定である。

#### ◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

なし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし